

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【計算期間】	特定9期（自平成22年9月14日 至 平成23年3月14日）
【ファンド名】	三井住友グローバル債券オープン
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	隠地 保夫
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0735
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、次の投資信託証券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

1. JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）
2. JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

上記の投資信託証券への投資を通じて実質的に、日本を除く先進国のソブリン債券に加えて、先進国の投資適格債券および現地通貨建て新興国ソブリン債券への分散投資により収益の向上とともに高利回りを目指します。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル（日本を除く）、 エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (資 産 複 合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年 1 回	グ ロー バ ル (日本を除く)		
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回(隔月) 年 12 回(毎月)	日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オ セ ア ニ ア	ファミリーファンド	あ り
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	日 々 そ の 他 ()	中 南 米 ア フ リ カ 中 近 東 (中 東) エ マ ー ジ ン グ	ファンド・オブ・ファンズ	な し
資 産 複 合 () 資 産 配 分 固 定 型 資 産 配 分 変 更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年9月20日

信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

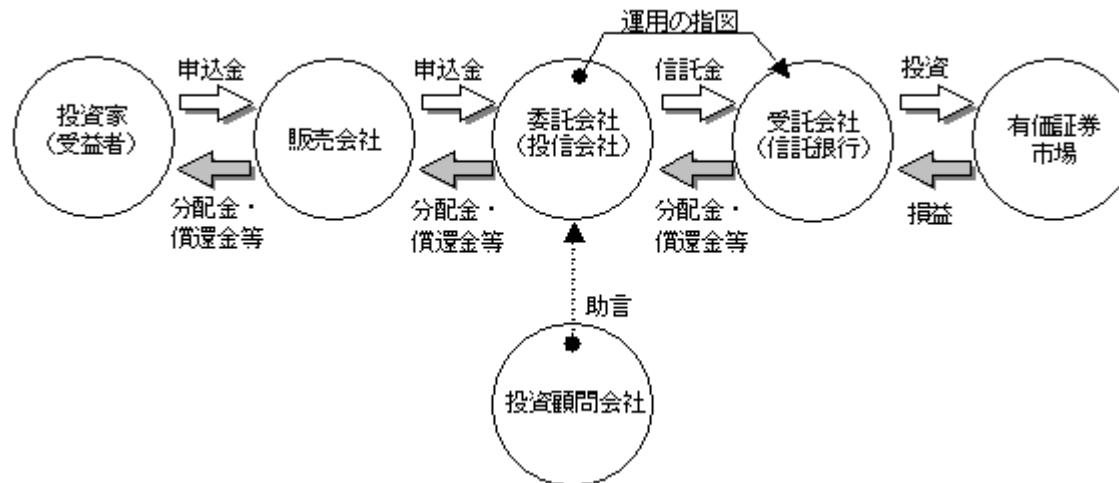
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

当ファンドの運用にあたり基本資産配分等に関する助言を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円(平成23年4月28日現在)

(口) 会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号
変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイグローバル投信株式会社、三井住友
海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三
井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

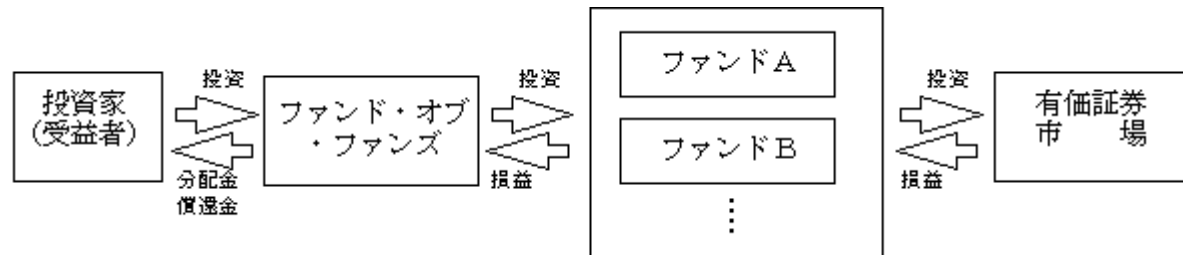
(平成23年4月28日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、次の投資信託証券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

1. JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）
2. JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

ロ 投資態度

- (イ) 投資信託証券への投資を通じて実質的に、日本を除く先進国のソブリン債券に加えて、先進国の投資適格債券および現地通貨建て新興国ソブリン債券への分散投資により収益の向上とともに高利回りを目指します。
- (ロ) JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）への投資比率70%、JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）への投資比率30%を基本資産配分比率としますが、市場環境に応じて、上下10%の範囲内で投資比率を変更する場合があります。
- (ハ) 原則として為替ヘッジは行いません。
- (ニ) 運用にあたっては、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社より助言を受けます。
- (ホ) 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

b. JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：他の投資信託の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色

1 海外の様々な債券に投資し、安定的な収益確保を目指します。

- 主として、日本を除く先進国の債券、および現地通貨建ての新興国のソブリン債券に分散投資します。
- 基本資産配分比率は、先進国債券70%、新興国ソブリン債券等30%とします。

※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の助言を受け、基本資産配分比率から±10%の範囲で比率を変更する場合があります。

2 毎月分配に加えて、3ヵ月毎に売買益等からの分配を行うことを目指します。

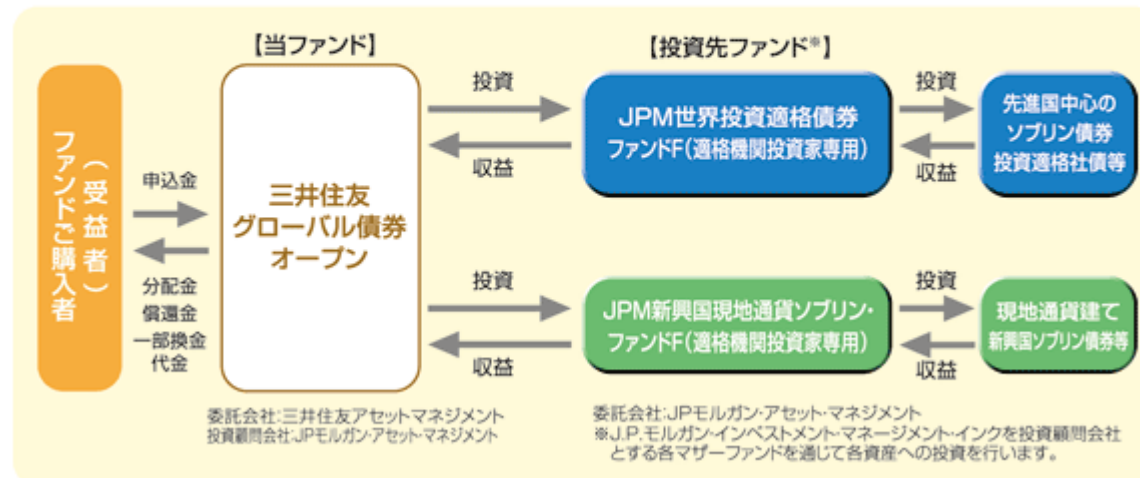
- 分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

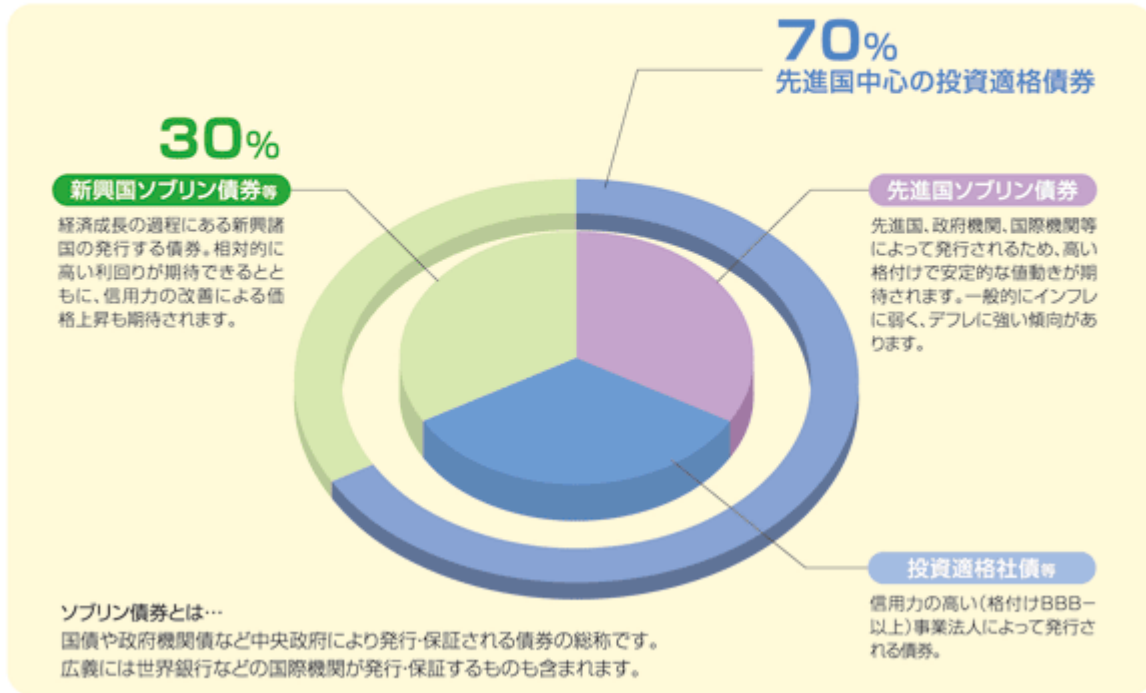
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



運用のイメージ

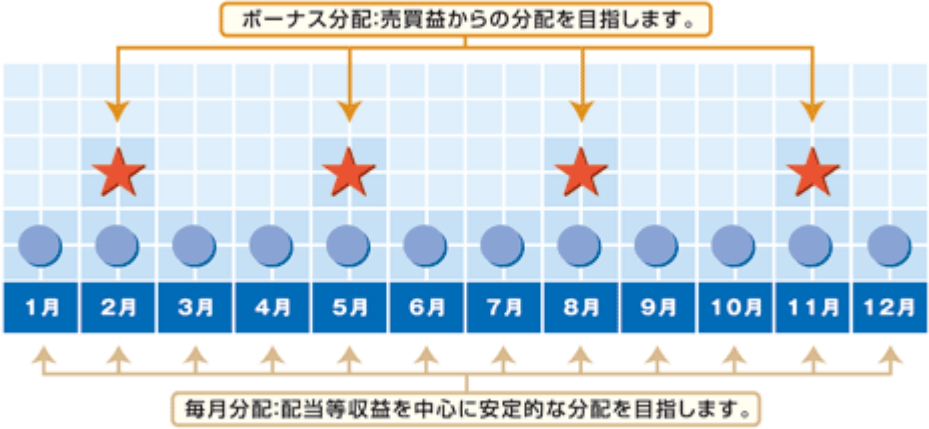
原則として、先進国中心のソブリン債券および投資適格社債等(除く日本)へ70%、現地通貨建て新興国ソブリン債券等へ30%を基本資産配分とします。

※基本資産配分比率から±10%の範囲で比率を変更する場合があります。



※上記は、資産配分のイメージを示したものであり、実際の配分比率を示すものではありません。

分配のイメージ



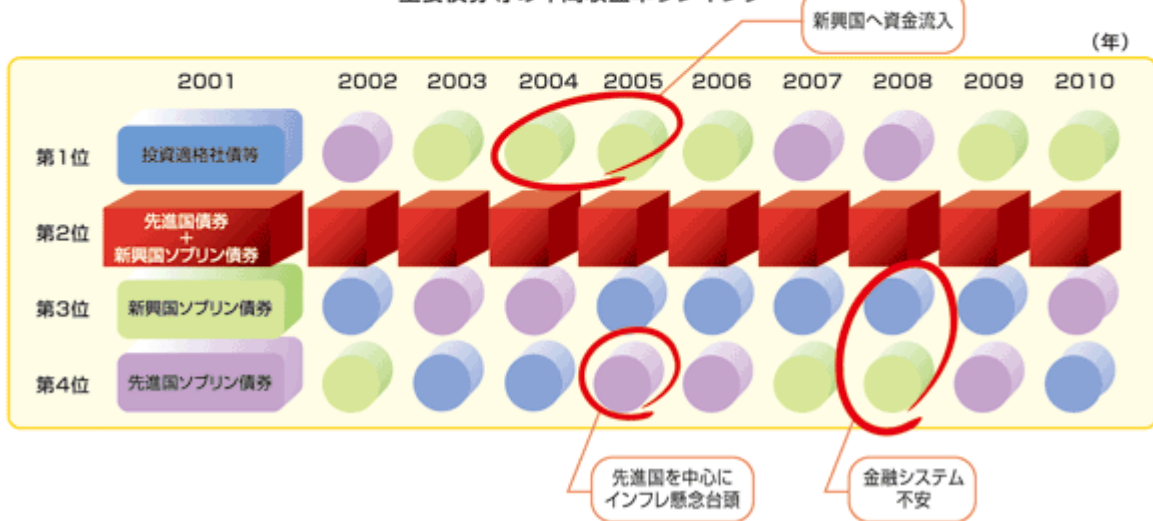
※上記は収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。
※分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。
ただし、分配を行わない場合もあります。

グローバル債券投資

様々な債券の組み合わせにより、収益の安定化を目指します。

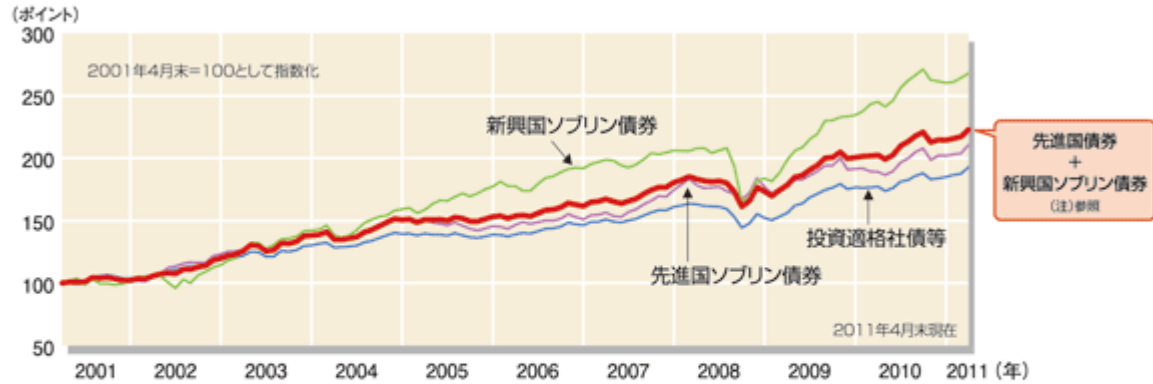
- 景気サイクルに左右されにくく、分散効果が期待できます。

主要債券等の年間収益率ランキング



●様々な債券を組み合わせて長期的に保有することにより、収益の安定化を目指します。

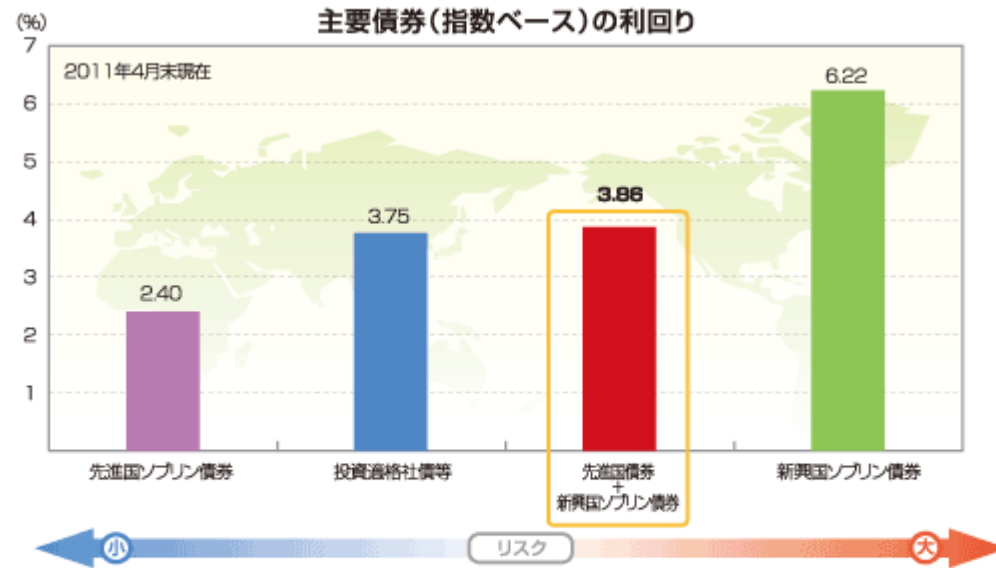
先進国ソブリン債券、投資適格社債等、新興国ソブリン債券のパフォーマンス



(注)先進国ソブリン債券:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数のソブリン債券部分、
 投資適格社債等:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数のソブリン債券を除く部分、
 新興国ソブリン債券:JPモルガン エマージング債券指数(EMBI)、
 先進国債券+新興国ソブリン債券:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数(先進国ソブリン債券と投資適格社債等)を70%と
 JPモルガン エマージング債券指数(新興国ソブリン債券)を30%
 として三井住友アセットマネジメントが作成しています(指数は全て米ドルベース)。
 (出所)JPモルガン・アセット・マネジメント、バークレイズ・キャピタルのデータを基に三井住友アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

投資対象を拡大することで、より高利回りを目指します。



(注)先進国ノンプライム債券:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数のノンプライム債券部分、
投資適格社債等:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数のノンプライム債券を除く部分、
新興国ノンプライム債券:JPモルガン エマージング債券指数(EMEI)、
先進国債券+新興国ノンプライム債券:バークレイズ・キャピタル グローバル債券総合指数(先進国ノンプライム債券と投資適格社債等)を70%と
JPモルガン エマージング債券指数(新興国ノンプライム債券)を30%
として三井住友アセットマネジメントが作成しています。
(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント、バークレイズ・キャピタルのデータを基に三井住友アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

ご参考：投資対象とする投資信託の運用会社

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは

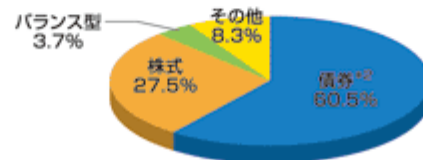
「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループは、世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、南北アメリカ、欧州、日本、アジア太平洋の主要地域をベースに世界中の投資家にグローバル資産運用サービスを提供しています。

約680名の運用プロフェッショナルを擁するグローバル・ネットワーク



- ◆ 世界各地に41か所の拠点
- ◆ 約680名の運用プロフェッショナル
- ◆ グループの運用資産は約105兆円（約1兆2,983億米ドル）^{*1}を誇る世界有数の資産運用会社

グループの運用総資産残高の種類別内訳



- *1:1米ドル=81.105円で換算
 - *2:キャッシュ(マネーマーケット商品、手形、短期証券等)を含む。
- データは2010年12月末現在。

(2)【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. JPM世界投資適格債券ファンドF(適格機関投資家専用)受益証券
2. JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)受益証券
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
7. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号、第2号、第6号の証券および第7号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「(1)」

投資方針」の記載をご覧ください。

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

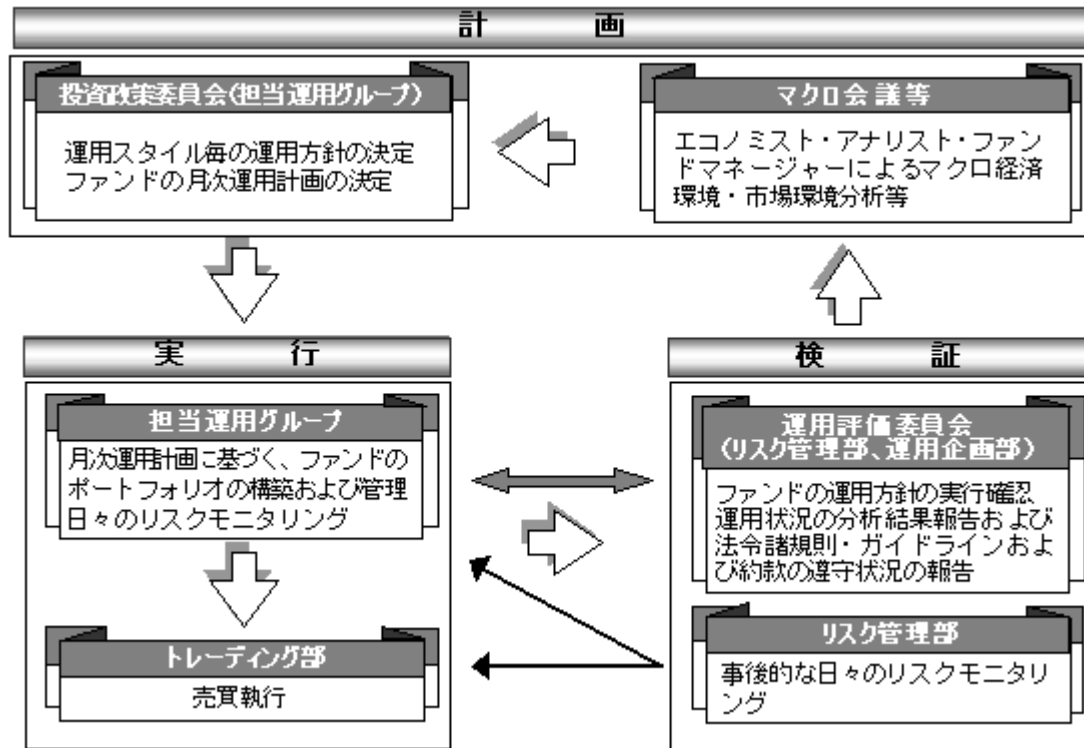
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は10名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月12日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合があります。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく投資制限**

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
 - 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ホ 外国為替予約取引の指図
 - 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ヘ 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
 - 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得する

ことを受託会社に指図することが禁じられています。

□ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

【参考情報：他の投資信託の概要】

（JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用））

（1）運用会社等

イ 委託会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

□ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ハ マザーファンドの投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（2）投資方針等

イ 基本方針

このファンドは、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

□ 投資態度

（イ）主として「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資します。

（ロ）信託財産に属する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）の投資対象・投資態度

1．投資対象

主要投資対象は、世界各国の国債、政府機関債、国際機関債、MBS（モーゲージ・バック証券）、ABS（アセット・バック証券）、社債等の投資適格債とします。ただし、日本に所在する発行体の発行するものは投資対象としません。

上記のほか、一つまたは複数の発行体（日本に所在するものを除きます。）の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、

2．投資態度

上記1．および に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に分散投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益の確保を目指します。

投資対象債券の平均格付けは、AA-（S&P）またはAa3（ムーディーズ）以上に維持します。

投資対象債券の格付けは、BBB-（S&P）またはBaa3（ムーディーズ）以上とします。上記の各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、最も高い格付けにより判断します。上記のいずれの

格付機関からも格付けを得ていない投資対象債券であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）が上記格付けと同等であると判断したものに投資する場合があります。当該債券に投資した場合の平均格付けは、投資顧問会社の判断により当該債券をS & Pまたはムーディーズの同等の格付けにあてはめた上で算出します。保有する債券の格付けが変更され、上記の格付基準を満たさなくなった場合でも、投資顧問会社の判断により保有し続ける場合があります。

外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて投資顧問会社が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。

八 主な投資制限

- (イ) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (ロ) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) その他

- イ 信託報酬 このファンドの信託財産の純資産総額に年0.46305%（税抜き0.441%）を乗じて得た額
- ロ 手数料 取得申込時および換金時には手数料はかかりません。
- ハ 決算日 原則として毎月7日
- ニ ベンチマーク ありません。

(JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）)

(1) 運用会社等

- イ 委託会社：JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社
- ロ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
- ハ マザーファンドの投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(2) 投資方針等

- イ 基本方針
このファンドは、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
- ロ 投資態度
(イ) 主として「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資します。
(ロ) 信託財産に属する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の投資対象・投資態度

1. 投資対象

主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。

新興国とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。また、政府機関の発行する債券とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

上記のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。

上記およびのほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付けは、信用リスクを反映しようとする発行体の格付け（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付け（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。

2. 投資態度

上記1.、およびに掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

投資対象債券は、主に当該債券発行国（なお、上記1.に掲げる仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。

投資対象債券の平均格付けは、BB-（S&P）またはBaa3（ムーディーズ）以上に維持します。上記の各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、最も高い格付けにより判断します。上記のいずれの格付機関からも格付けを得ていない債券であっても、投資顧問会社が上記格付けと同等であると判断したものに投資する場合があります。当該債券に投資した場合の平均格付けは、投資顧問会社の判断により当該債券をS&Pまたはムーディーズの同等の格付けにあてはめた上で算出します。

外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて投資顧問会社が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。

八 主な投資制限

（イ）株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ロ）投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（3）その他

- | | |
|--------|---|
| イ 信託報酬 | このファンドの信託財産の純資産総額に年0.77805%（税抜き0.741%）を乗じて得た額 |
| ロ 手数料 | 取得申込時および換金時には手数料はかかりません。 |

- 八 決算日 原則として毎月7日
- 二 ベンチマーク ありません。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その基準価額は、保有する債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。また、保有する債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等にも影響を受けます。当ファンドが組み入れる投資信託の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額も上下し、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

□ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年0.83895%（税抜き0.799%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.17745% (0.169%)	年0.63000% (0.600%)	年0.03150% (0.030%)

()内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託（JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）、JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用））を含めた信託報酬の総額は、当ファンドの基本的な資産配分に従った場合、年1.3965%（税抜き1.33%）程度となります。

(4)【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0105%（税抜き0.01%）の率を乗じて得た金額（ただし、年1,186,500円（税抜き1,130,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するもの

とします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

当ファンドが組み入れる他の投資信託は、その委託会社、受託会社の業務の対価として、信託報酬を支払います。また、その他、当該他の投資信託の諸経費は、その信託財産から支弁されます。この費用は、当該他の投資信託の基準価額に反映され、結果的に当ファンドがその持分に応じて負担することになります。なお、現在、当ファンドが投資を行っている他の投資信託については、取得時、換金時に手数料はかかりません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

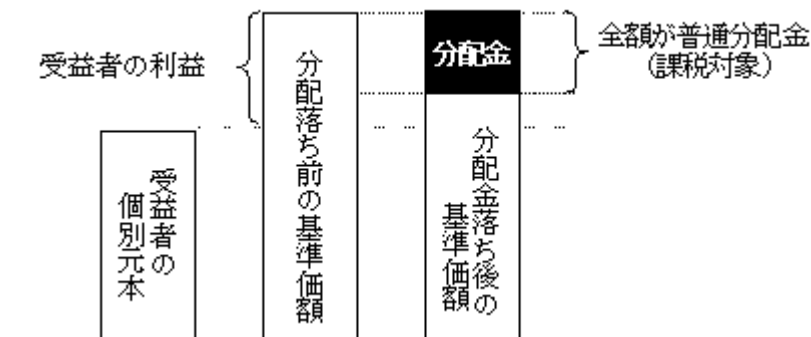
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

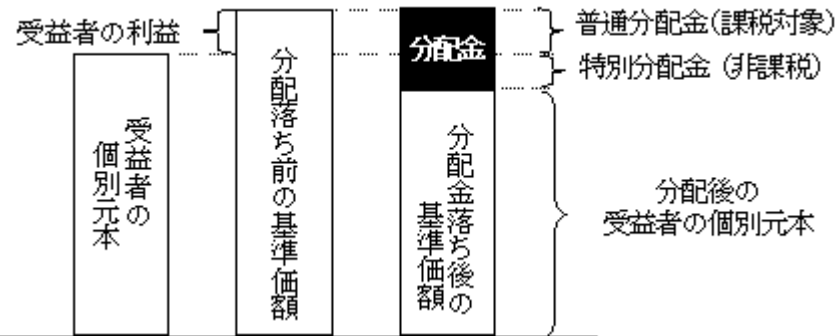
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成23年４月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年4月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	80,313,599,280	96.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,773,819,757	3.34
合計(純資産総額)		83,087,419,037	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成23年4月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	JPM世界投資適格債券 ファンドF (適格機関投資家専用)	78,137,481,608	0.6951 54,313,363,465	0.6938 54,211,784,739	65.25
日本	投資信託 受益証券	JPM新興国現地通貨 ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	42,174,526,646	0.6254 26,375,948,964	0.6189 26,101,814,541	31.41

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成23年4月28日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.66
合計	96.66

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
特定1期(平成19年3月12日)(分配落)	153,841,696,961	10,186
特定1期(平成19年3月12日)(分配付)	156,925,460,611	10,458
特定2期(平成19年9月12日)(分配落)	231,154,215,891	9,876
特定2期(平成19年9月12日)(分配付)	238,713,807,722	10,248
特定3期(平成20年3月12日)(分配落)	255,739,372,104	9,350
特定3期(平成20年3月12日)(分配付)	262,443,912,472	9,608
特定4期(平成20年9月12日)(分配落)	255,942,242,963	9,061
特定4期(平成20年9月12日)(分配付)	263,367,228,794	9,326
特定5期(平成21年3月12日)(分配落)	187,420,090,596	6,921
特定5期(平成21年3月12日)(分配付)	195,701,577,400	7,221
特定6期(平成21年9月14日)(分配落)	181,037,731,977	7,308
特定6期(平成21年9月14日)(分配付)	188,811,990,892	7,608
特定7期(平成22年3月12日)(分配落)	154,374,944,405	7,160
特定7期(平成22年3月12日)(分配付)	161,298,326,235	7,460
特定8期(平成22年9月13日)(分配落)	112,164,789,172	6,582
特定8期(平成22年9月13日)(分配付)	117,839,120,559	6,882
特定9期(平成23年3月14日)(分配落)	83,995,781,540	6,319
特定9期(平成23年3月14日)(分配付)	88,452,265,860	6,619
平成22年4月末日	151,554,686,251	7,410
平成22年5月末日	134,165,999,871	6,906
平成22年6月末日	124,712,594,512	6,689
平成22年7月末日	121,793,272,156	6,781
平成22年8月末日	114,613,330,645	6,625
平成22年9月末日	112,003,950,788	6,770
平成22年10月末日	104,737,990,024	6,538

平成22年11月末日	100,820,572,334	6,518
平成22年12月末日	93,018,966,880	6,297
平成23年1月末日	89,265,208,701	6,311
平成23年2月末日	85,211,412,806	6,290
平成23年3月末日	84,288,007,129	6,444
平成23年4月末日	83,087,419,037	6,548

（注1）純資産総額（分配付）および1万口当たりの純資産額（分配付）の欄は、各特定期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。

（注2）純資産総額（分配落）および1万口当たりの純資産額（分配落）の欄は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期（平成18年9月20日～平成19年3月12日）	272
特定2期（平成19年3月13日～平成19年9月12日）	372
特定3期（平成19年9月13日～平成20年3月12日）	258
特定4期（平成20年3月13日～平成20年9月12日）	265
特定5期（平成20年9月13日～平成21年3月12日）	300
特定6期（平成21年3月13日～平成21年9月14日）	300
特定7期（平成21年9月15日～平成22年3月12日）	300
特定8期（平成22年3月13日～平成22年9月13日）	300
特定9期（平成22年9月14日～平成23年3月14日）	300

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定1期	4.6
特定2期	0.6
特定3期	2.7
特定4期	0.3
特定5期	20.3
特定6期	9.9
特定7期	2.1

特定 8 期	3.9
特定 9 期	0.6

（注 1）収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（注 2）収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

（ 4 ）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定 1 期	153,091,668,974	2,056,442,675
特定 2 期	94,597,905,596	11,567,433,637
特定 3 期	57,687,901,769	18,233,039,663
特定 4 期	28,178,280,914	19,242,660,518
特定 5 期	12,029,201,170	23,676,403,330
特定 6 期	10,645,676,775	33,743,729,456
特定 7 期	6,540,455,590	38,628,966,205
特定 8 期	2,970,977,677	48,193,114,072
特定 9 期	1,563,528,354	39,042,694,639

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報：他の投資信託の現況〕

〔 JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用） 〕

投資有価証券の主要銘柄

主要投資銘柄

平成23年4月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	JPM世界投資適格債券 マザーファンド (適格機関投資家専用)	59,553,092,202	0.9224 54,931,772,248	0.9106 54,229,045,759	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

「JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）」は「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要対象としており、「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の投資有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

< JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）平成23年4月28日現在の上位30銘柄 >

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	利率(%) / 償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	特殊債券	FNCL 4.5% MAY41 TBA DB	33,075,000	8,281.74 2,739,186,745	8,404.22 2,779,696,455	4.5 2041/5/1	4.83
南アフリカ	国債証券	S.AFRICA13.5% SEP15 R157	125,000,000	1,501.44 1,876,807,250	1,508.72 1,885,904,000	13.5 2015/9/15	3.28
ドイツ	国債証券	GERMANY BUND5.625% JAN28	11,535,000	14,955.79 1,725,150,537	14,910.73 1,719,953,455	5.625 2028/1/4	2.99
カナダ	国債証券	CANADA GOVT 6% JUN11	15,460,000	8,759.62 1,354,237,366	8,701.75 1,345,291,876	6 2011/6/1	2.34
イギリス	国債証券	UK GOVT 2.25% MAR14	9,000,000	13,896.45 1,250,681,220	13,930.70 1,253,763,720	2.25 2014/3/7	2.18
イギリス	社債券	LLOYDS TSB BK 3.75% EMTN	10,100,000	12,357.21 1,248,079,179	12,315.81 1,243,897,597	3.75 2011/11/17	2.16
アメリカ	特殊債券	FNCL 6.0% MAY41 TBA DB	12,420,000	8,891.25 1,104,293,482	8,969.80 1,114,049,781	6 2041/5/1	1.94

デンマーク	国債証券	DENMARK GOVT 6% NOV11	63,400,000	1,685.25 1,068,452,304	1,670.55 1,059,134,406	6 2011/11/15	1.84
フランス	特殊債券	SFEF 3.375% REGS	12,120,000	8,613.47 1,043,953,194	8,656.15 1,049,126,204	3.375 2014/5/5	1.82
メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT8% DEC13 MI10	138,300,000	748.58 1,035,294,659	750.31 1,037,684,317	8 2013/12/19	1.80
イギリス	社債券	SWEDBANK AB 3.625% EMTN	8,200,000	12,360.26 1,013,541,635	12,320.20 1,010,256,524	3.625 2011/12/2	1.76
アメリカ	国債証券	US T-NOTE 2.625% NOV20	12,800,000	7,621.66 975,573,128	7,718.08 987,914,880	2.625 2020/11/15	1.72
イギリス	特殊債券	NETWORK RAIL 3.5% EMTN	11,250,000	8,598.70 967,353,840	8,622.50 970,031,700	3.5 2013/6/17	1.69
アメリカ	特殊債券	FNCL 5.0% MAY41 TBA DB	11,110,000	8,517.40 946,283,487	8,631.86 959,000,317	5 2041/5/1	1.67
国際機関	特殊債券	EIB 4.25% EMTN	7,500,000	12,785.85 958,938,750	12,743.23 955,742,287	4.25 2019/4/15	1.66
アメリカ	特殊債券	FGLMC 5.0% MAY41 TBA DB	10,710,000	8,514.19 911,870,485	8,620.96 923,305,351	5 2041/5/1	1.60
オランダ	社債券	LEASEPLAN 3.25% EMTN	7,200,000	12,408.36 893,402,136	12,396.18 892,525,392	3.25 2014/5/22	1.55
イタリア	国債証券	ITALY BTP 3.75% DEC13	7,090,000	12,296.33 871,810,123	12,302.42 872,241,797	3.75 2013/12/15	1.52
イギリス	社債券	SWEDBANK AB 2.8% REGS	10,000,000	8,371.74 837,174,960	8,357.71 835,771,392	2.8 2012/2/10	1.45
カナダ	国債証券	CANADA GOVT 3.5% JUN20	9,200,000	8,774.60 807,263,752	8,817.91 811,248,272	3.5 2020/6/1	1.41
アメリカ	特殊債券	FGLMC 5.5% MAY41 TBA DB	9,210,000	8,713.62 802,524,920	8,802.43 810,704,627	5.5 2041/5/1	1.41
イタリア	国債証券	ITALY BTP 4.5% AUG18	6,600,000	12,167.25 803,039,054	12,225.70 806,896,728	4.5 2018/8/1	1.40
イギリス	社債券	RBS 3.75% EMTN	6,530,000	12,359.65 807,085,471	12,318.25 804,381,933	3.75 2011/11/14	1.40

オランダ	社債券	ING BANK NV 3.375% EMTN	6,400,000	12,471.68 798,187,737	12,461.94 797,564,275	3.375 2014/3/3	1.39
ドイツ	特殊債券	KFW 4.875%	8,300,000	8,992.68 746,392,838	9,151.09 759,541,233	4.875 2019/6/17	1.32
アメリカ	特殊債券	FNCL 5.5% MAY41 TBA DB	8,340,000	8,726.45 727,785,982	8,815.90 735,246,477	5.5 2041/5/1	1.28
イギリス	国債証券	UK GOVT 4.5% MAR13	4,800,000	14,537.07 697,779,360	14,541.31 697,983,216	4.5 2013/3/7	1.21
アメリカ	特殊債券	FNCL 4.5% MAY26 TBA DB	7,885,000	8,564.21 675,288,303	8,643.40 681,532,795	4.5 2026/5/1	1.18
フランス	特殊債券	CADES 3.625%	5,000,000	12,511.86 625,593,375	12,511.86 625,593,375	3.625 2015/4/25	1.09
イタリア	国債証券	ITALY BTP 4.25% AUG14	5,000,000	12,408.36 620,418,150	12,424.19 621,209,655	4.25 2014/8/1	1.08

〔 JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用） 〕

投資有価証券の主要銘柄

主要投資銘柄

平成23年4月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価 / 金額 （円）	評価額 単価 / 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	JPM新興国現地通貨 ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	22,768,585.423	1.1613 26,441,158,252	1.1470 26,115,567,480	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

「 JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」は「 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要対象としており、「 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の投資有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

< JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）平成23年4月28日現在の上位30銘柄 >

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 / 金額 （円）	評価額 単価 / 金額 （円）	利率(%) / 償還期限	投資 比率 （%）
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN14 NTN	104,189,000	4,988.53 5,197,505,549	5,074.72 5,287,303,123	10 2014/1/1	13.85
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	140,155,000	3,128.14 4,384,250,223	3,149.76 4,414,546,128	6.25 2015/10/24	11.57
メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% DEC24 M20	316,420,200	839.53 2,656,457,345	861.28 2,725,276,302	10 2024/12/5	7.14
メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT9.5% DEC14 M10	249,284,700	781.23 1,947,506,330	787.54 1,963,239,510	9.5 2014/12/18	5.14
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN13 NTN	36,600,000	5,093.12 1,864,085,195	5,186.31 1,898,192,747	10 2013/1/1	4.97
南アフリカ	国債証券	S.AFRICA10.5% DEC26 R186	116,500,000	1,399.99 1,630,997,204	1,436.75 1,673,822,837	10.5 2026/12/21	4.39
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTN	32,460,000	4,780.51 1,551,754,329	4,839.50 1,570,903,629	10 2017/1/1	4.12

イギリス	社債券	CITI VAR IDR NOV20 CLN	12,463,955	9,372.79 1,168,221,234	10,023.93 1,249,379,111	- 2020/11/17	3.27
アメリカ	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27	16,653,000,000	5.53 921,616,820	5.70 950,808,164	9.85 2027/6/28	2.49
メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% NOV36 M30	110,000,000	858.19 944,015,012	856.00 941,600,352	10 2036/11/20	2.47
ハンガリー	国債証券	HUNGARY 8% FEB15 15/A	1,809,350,000	47.35 856,818,235	48.03 869,175,951	8 2015/2/12	2.28
ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7.5% NOV20 20/A	1,770,000,000	45.71 809,224,963	47.11 833,891,150	7.5 2020/11/12	2.18
トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 16% AUG13	13,350,000	6,224.27 830,940,495	6,214.66 829,657,817	16 2013/8/28	2.17
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN12 NTNFB	15,020,000	5,221.42 784,258,372	5,311.34 797,764,140	10 2012/1/1	2.09
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.25% APR13	24,500,000	3,091.70 757,467,872	3,098.99 759,253,353	5.25 2013/4/25	1.99
トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10.5% JAN20	12,800,000	5,744.81 735,336,563	5,857.29 749,734,277	10.5 2020/1/15	1.96
南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7% FEB31 R213	72,000,000	1,007.61 725,482,886	1,031.18 742,456,022	7 2031/2/28	1.95
トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10% JUN15	12,600,000	5,545.34 698,713,829	5,599.96 705,595,592	10 2015/6/17	1.85
アメリカ	国債証券	BRAZIL 12.5% JAN22	9,500,000	6,133.67 582,699,000	6,187.63 587,825,444	12.5 2022/1/5	1.54
マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	20,000,000	2,829.18 565,836,220	2,843.42 568,685,600	4.378 2019/11/29	1.49
マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.833% SEP11	20,315,000	2,783.52 565,473,810	2,781.11 564,982,905	3.833 2011/9/28	1.48
アメリカ	社債券	CITI VAR IDR AUG18 CLN	5,884,000	8,958.45 527,115,635	9,572.90 563,269,925	- 2018/8/20	1.48
南アフリカ	国債証券	S.AFRICA13.5% SEP15 R157	34,500,000	1,501.38 517,977,342	1,508.72 520,509,504	13.5 2015/9/15	1.36

メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT7.75%DEC17M10	67,941,100	732.97 497,993,397	745.54 506,531,147	7.75 2017/12/14	1.33
イギリス	社債券	CITI VAR GHS MAR13 CLN	6,370,000	8,267.91 526,666,402	7,782.82 495,765,990	- 2013/3/13	1.30
ペルー	国債証券	PERU GOVT6.95% AUG31 REGS	16,200,000	2,922.55 473,454,278	2,632.87 426,526,170	6.95 2031/8/12	1.12
イギリス	国債証券	RUSSIA 7.85% MAR18 REGS	130,000,000	304.41 395,735,470	318.07 413,499,060	7.85 2018/3/10	1.08
イギリス	社債券	CS VAR RUB MAR13 CLN	4,215,000	8,748.08 368,731,841	8,533.11 359,670,960	- 2013/3/22	0.94
イギリス	社債券	DB VAR IDR 22DEC13 CLN	3,050,000	11,260.96 343,459,450	11,770.76 359,008,316	- 2013/12/22	0.94
アメリカ	国債証券	URUGUAY I/L 3.7% JUN37	58,300,000	596.22 347,600,731	594.88 346,817,076	3.7 2037/6/26	0.91

〔参考情報〕

基準日2011年4月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額	6,548円
純資産総額	831億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年 4月	50円
2011年 3月	50円
2011年 2月	50円
2011年 1月	50円
2010年12月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	2,717円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
 2006年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2006年9月20日)から年末までの騰落率を表示しています。
 2011年のファンドの収益率は、年初から2011年4月28日までの騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ハ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単

位で表示される場合があります。)。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「グロ債券」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年9月20日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

a . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が20億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることが

あります。

ハ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として3月、9月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につい

ては原則として取得申込者とし、)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定8期（平成22年3月13日から平成22年9月13日まで）および特定9期（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【三井住友グローバル債券オープン】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定8期 (平成22年9月13日現在)	特定9期 (平成23年3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	595,819
コール・ローン	4,755,083,492	1,874,635,337
投資信託受益証券	108,976,376,050	81,430,671,387
未収入金	-	2,000,000,000
未収利息	6,513	2,567
流動資産合計	113,731,466,055	85,305,905,110
資産合計	113,731,466,055	85,305,905,110
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	852,001,394	664,605,563
未払解約金	629,350,338	589,903,037
未払受託者報酬	3,199,986	2,084,461
未払委託者報酬	82,026,290	53,431,634
その他未払費用	98,875	98,875
流動負債合計	1,566,676,883	1,310,123,570
負債合計	1,566,676,883	1,310,123,570
純資産の部		
元本等		
元本	170,400,278,909	132,921,112,624
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,235,489,737	48,925,331,084
元本等合計	112,164,789,172	83,995,781,540
純資産合計	112,164,789,172	83,995,781,540
負債純資産合計	113,731,466,055	85,305,905,110

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定 8 期 自 平成22年 3 月13日 至 平成22年 9 月13日	特定 9 期 自 平成22年 9 月14日 至 平成23年 3 月14日
営業収益		
受取配当金	3,410,965,422	2,230,421,159
受取利息	966,658	805,686
有価証券売買等損益	8,007,490,501	1,245,704,663
営業収益合計	4,595,558,421	985,522,182
営業費用		
受託者報酬	21,472,951	15,498,547
委託者報酬	550,423,305	397,279,327
その他費用	593,250	593,250
営業費用合計	572,489,506	413,371,124
営業利益又は営業損失（ ）	5,168,047,927	572,151,058
経常利益又は経常損失（ ）	5,168,047,927	572,151,058
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,168,047,927	572,151,058
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	251,676,447	10,318,527
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	61,247,470,899	58,235,489,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,478,007,056	13,750,329,572
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,478,007,056	13,750,329,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	875,323,027	545,519,130
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	875,323,027	545,519,130
分配金	5,674,331,387	4,456,484,320
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,235,489,737	48,925,331,084

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	特定８期 自平成22年３月13日 至平成22年９月13日	特定９期 自平成22年９月14日 至平成23年３月14日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価 評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評 価しております。	投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定 配当金額または予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
３．その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、平成22年３月13日 から平成22年９月13日までとなっております。	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、平成 22年９月14日から平成23年３月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	特定８期 （平成22年９月13日現在）	特定９期 （平成23年３月14日現在）
１．受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 170,400,278,909口	当特定期間の末日における受益権の総数 132,921,112,624口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10 号に規定する額 58,235,489,737円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10 号に規定する額 48,925,331,084円
３．１単位当たり純資産額	0.6582円 （１万口＝6,582円）	0.6319円 （１万口＝6,319円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	特定8期 自平成22年3月13日 至平成22年9月13日	特定9期 自平成22年9月14日 至平成23年3月14日
分配金の計算過程	<p>(自平成22年3月13日至平成22年4月12日)</p> <p>第43計算期間末における費用控除後の配当等収益(658,141,809円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(66,997,380円)、および分配準備積立金(13,242,903,570円)より、分配対象収益は13,968,042,759円(1万口当たり665.05円)であり、うち1,050,147,731円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年4月13日至平成22年5月12日)</p> <p>第44計算期間末における費用控除後の配当等収益(368,339,235円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(67,378,771円)、および分配準備積立金(12,362,093,247円)より、分配対象収益は12,797,811,253円(1万口当たり634.22円)であり、うち1,008,938,427円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年5月13日至平成22年6月14日)</p> <p>第45計算期間末における費用控除後の配当等収益(315,665,793円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(49,022,984円)、および分配準備積立金(11,153,002,523円)より、分配対象収益は11,517,691,300円(1万口当たり601.82円)であり、うち956,902,881円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成22年9月14日至平成22年10月12日)</p> <p>第49計算期間末における費用控除後の配当等収益(393,067,993円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(44,234,012円)、および分配準備積立金(8,041,930,195円)より、分配対象収益は8,479,232,200円(1万口当たり518.05円)であり、うち818,368,557円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年10月13日至平成22年11月12日)</p> <p>第50計算期間末における費用控除後の配当等収益(238,653,314円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(38,671,194円)、および分配準備積立金(7,358,486,928円)より、分配対象収益は7,635,811,436円(1万口当たり483.91円)であり、うち788,969,106円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年11月13日至平成22年12月13日)</p> <p>第51計算期間末における費用控除後の配当等収益(271,818,715円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(34,638,219円)、および分配準備積立金(6,572,121,226円)より、分配対象収益は6,878,578,160円(1万口当たり452.52円)であり、うち760,022,147円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>

<p>(自平成22年6月15日至平成22年7月12日)</p> <p>第46計算期間末における費用控除後の配当等収益(440,639,631円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(48,370,852円)、および分配準備積立金(10,126,192,406円)より、分配対象収益は10,615,202,889円(1万口当たり576.55円)であり、うち920,568,280円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年7月13日至平成22年8月12日)</p> <p>第47計算期間末における費用控除後の配当等収益(698,655,714円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(46,446,440円)、および分配準備積立金(9,295,882,406円)より、分配対象収益は10,040,984,560円(1万口当たり566.79円)であり、うち885,772,674円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成22年8月13日至平成22年9月13日)</p> <p>第48計算期間末における費用控除後の配当等収益(440,337,417円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(48,240,261円)、および分配準備積立金(8,770,850,875円)より、分配対象収益は9,259,428,553円(1万口当たり543.39円)であり、うち852,001,394円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成22年12月14日至平成23年1月12日)</p> <p>第52計算期間末における費用控除後の配当等収益(214,266,181円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(28,679,877円)、および分配準備積立金(5,874,579,480円)より、分配対象収益は6,117,525,538円(1万口当たり417.90円)であり、うち731,935,608円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成23年1月13日至平成23年2月14日)</p> <p>第53計算期間末における費用控除後の配当等収益(525,943,426円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(35,318,142円)、および分配準備積立金(5,074,935,206円)より、分配対象収益は5,636,196,774円(1万口当たり406.89円)であり、うち692,583,339円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成23年2月15日至平成23年3月14日)</p> <p>第54計算期間末における費用控除後の配当等収益(254,882,273円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(27,808,025円)、および分配準備積立金(4,725,767,149円)より、分配対象収益は5,008,457,447円(1万口当たり376.79円)であり、うち664,605,563円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	特定 8 期 自 平成22年 3 月13日 至 平成22年 9 月13日	特定 9 期 自 平成22年 9 月14日 至 平成23年 3 月14日
	<p>（追加情報） 当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。</p>	
1．金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>	同 左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 また、当ファンドは特定の投資信託受益証券を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので銘柄集中リスクがあります。 ただし、当ファンドが組み入れる特定の投資信託受益証券では、組み入れている投資信託受益証券で規定する投資方針等に基づいて多数の銘柄に分散投資が行われております。</p>	<p>（1）金融商品の内容 1）有価証券 同 左 2）デリバティブ取引 同 左 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> <p>なお、ファンドオブファンズについては、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。</p>	同 左
-------------------	--	-----

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	特定8期 自平成22年3月13日 至平成22年9月13日	特定9期 自平成22年9月14日 至平成23年3月14日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 同左 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同左 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定8期（自平成22年3月13日 至 平成22年9月13日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	898,659,091円
合計	898,659,091円

特定9期（自平成22年9月14日 至 平成23年3月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	307,368,032円
合計	307,368,032円

（デリバティブ取引に関する注記）

特定8期（平成22年9月13日現在）

特定8期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

特定9期（平成23年3月14日現在）

特定9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 8 期 (自 平成22年 3 月13日 至 平成22年 9 月13日)

該当事項はありません。

特定 9 期 (自 平成22年 9 月14日 至 平成23年 3 月14日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	特定8期 (平成22年9月13日現在)	特定9期 (平成23年3月14日現在)
期首元本額	215,622,415,304円	170,400,278,909円
期中追加設定元本額	2,970,977,677円	1,563,528,354円
期中一部解約元本額	48,193,114,072円	39,042,694,639円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	JPM世界投資適格債券ファンドF (適格機関投資家専用)	82,486,471,920	55,389,665,894	
投資信託 受益証券	JPM新興国現地通貨ソブリン・ ファンドF(適格機関投資家専用)	44,621,325,383	26,041,005,493	
合計		127,107,797,303	81,430,671,387	

（参考情報）

当ファンドは、「JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）」および「JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」（以下、両者を併せて同ファンドという。）投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は全て同ファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

「JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成22年8月9日現在)	当期 (平成23年2月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		82,613,014,903	59,465,877,481
流動資産合計		82,613,014,903	59,465,877,481
資産合計		82,613,014,903	59,465,877,481
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		235,916,081	179,334,796
未払受託者報酬		3,166,886	2,151,732
未払委託者報酬		31,748,023	21,571,116
その他未払費用		262,500	262,500
流動負債合計		271,093,490	203,320,144
負債合計		271,093,490	203,320,144
純資産の部			
元本等			
元本	1	117,958,040,627	89,667,398,078
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	35,616,119,214	30,404,840,741
（分配準備積立金）		70,973,595	17,011,040

元本等合計		82,341,921,413	59,262,557,337
純資産合計		82,341,921,413	59,262,557,337
負債純資産合計		82,613,014,903	59,465,877,481

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期	当期
		(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		45,770,059	2,283,000,705
営業収益合計		45,770,059	2,283,000,705
営業費用			
受託者報酬		20,224,622	14,715,391
委託者報酬	1	202,751,784	147,521,785
その他費用		1,575,000	1,575,000
営業費用合計		224,551,406	163,812,176
営業損失()		270,321,465	2,446,812,881
経常損失()		270,321,465	2,446,812,881
当期純損失()		270,321,465	2,446,812,881
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		101,514,316	22,691,741
期首剰余金又は期首欠損金()		42,123,886,638	35,616,119,214
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,752,061,289	9,013,334,298
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		8,752,061,289	9,013,334,298
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金	2	1,872,458,084	1,332,551,203
期末剰余金又は期末欠損金()		35,616,119,214	30,404,840,741

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額 で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年 2月 7日が休日のため、信託約款第40条によ り、前特定期間末日を平成22年 2月 8日としておりま す。また、平成22年 8月 7日および平成22年 8月 8日 が休日のため、当特定期間末日を平成22年 8月 9日と してあります。	特定期間末日の取扱い 平成22年 8月 7日および平成22年 8月 8日が休日 のため、信託約款第40条により、前特定期間末日を平成22 年 8月 9日としてあります。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成22年 8月 9日現在)	当期 (平成23年 2月 7日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元 本額および期中解約元本額		
期首元本額	148,308,587,592円	117,958,040,627円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	30,350,546,965円	28,290,642,549円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は35,616,119,214円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は30,404,840,741円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	117,958,040,627口	89,667,398,078口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.6981円 (6,981円)	0.6609円 (6,609円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.25%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 3月 8日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成22年 9月 7日)
費用控除後の配当等収益額	356,121,893円	221,896,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	195,549,764円	150,278,568円
分配準備積立金額	80,390,436円	67,502,124円
当ファンドの分配対象収益額	632,062,093円	439,677,515円
当ファンドの期末残存口数	145,984,595,795口	112,188,368,821口
1 万口当たり収益分配対象額	43.29円	39.19円
1 万口当たり分配金額	25.00円	30.00円
収益分配金金額	364,961,489円	336,565,106円
	(自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 4月 7日)	(自 平成22年 9月 8日 至 平成22年10月 7日)
費用控除後の配当等収益額	363,137,173円	249,220,148円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	190,946,443円	100,297,258円
分配準備積立金額	69,866,504円	172,789円
当ファンドの分配対象収益額	623,950,120円	349,690,195円
当ファンドの期末残存口数	142,547,875,575口	109,313,566,464口
1 万口当たり収益分配対象額	43.77円	31.98円
1 万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	427,643,626円	218,627,132円

	(自 平成22年4月8日 至 平成22年5月7日)	(自 平成22年10月8日 至 平成22年11月8日)
費用控除後の配当等収益額	307,593,040円	227,377,928円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	184,644,720円	97,671,227円
分配準備積立金額	5,183,156円	29,960,280円
当ファンドの分配対象収益額	497,420,916円	355,009,435円
当ファンドの期末残存口数	137,843,566,842口	106,451,517,237口
1万口当たり収益分配対象額	36.08円	33.34円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	275,687,133円	212,903,034円

区分	前期	当期
	(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
	(自 平成22年 5月 8日 至 平成22年 6月 7日)	(自 平成22年11月 9日 至 平成22年12月 7日)
費用控除後の配当等収益額	276,670,382円	184,270,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	173,385,336円	92,328,465円
分配準備積立金額	34,827,423円	42,004,502円
当ファンドの分配対象収益額	484,883,141円	318,603,363円
当ファンドの期末残存口数	129,438,199,964口	100,628,677,117口
1万口当たり収益分配対象額	37.46円	31.66円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	258,876,399円	201,257,354円
	(自 平成22年 6月 8日 至 平成22年 7月 7日)	(自 平成22年12月 8日 至 平成23年 1月 7日)
費用控除後の配当等収益額	276,366,296円	181,391,647円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	165,764,789円	84,349,050円
分配準備積立金額	50,308,615円	22,855,423円
当ファンドの分配対象収益額	492,439,700円	288,596,120円
当ファンドの期末残存口数	123,749,342,790口	91,931,890,831口
1万口当たり収益分配対象額	39.79円	31.39円
1万口当たり分配金額	25.00円	20.00円
収益分配金金額	309,373,356円	183,863,781円
	(自 平成22年 7月 8日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成23年 1月 8日 至 平成23年 2月 7日)
費用控除後の配当等収益額	290,397,829円	176,464,653円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円

収益調整金額	158,007,032円	82,271,261円
分配準備積立金額	16,491,847円	19,881,183円
当ファンドの分配対象収益額	464,896,708円	278,617,097円
当ファンドの期末残存口数	117,958,040,627口	89,667,398,078口
1万口当たり収益分配対象額	39.41円	31.07円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	235,916,081円	179,334,796円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成22年 8月 9日現在)	当期 (平成23年 2月 7日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（追加情報）

前特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （平成22年8月9日現在）	当期 （平成23年2月7日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,411,077,454	75,981,490
合計	1,411,077,454	75,981,490

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年2月7日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM世界投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用）	69,074,082,334	59,465,877,481	
合計			69,074,082,334	59,465,877,481	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）」は「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成22年 8 月 9 日現在）	（平成23年 2 月 7 日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		8,718,089,953	5,296,874,774
コール・ローン		80,260,831	80,585,770
国債証券		22,848,609,587	21,478,037,160
地方債証券		491,791,461	474,911,605
特殊債券		24,329,849,063	15,955,335,870
社債券		43,977,043,926	29,294,130,621
派生商品評価勘定		1,022,594,188	428,119,548
未収入金		16,174,652,191	1,332,974,216
未収利息		996,065,823	698,325,420
前払費用		79,947,648	65,626,194
流動資産合計		118,718,904,671	75,104,921,178
資産合計		118,718,904,671	75,104,921,178
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,236,157,411	314,326,989
未払金		31,362,466,551	12,095,581,764
未払解約金		4,252,781	4,238,522
流動負債合計		32,602,876,743	12,414,147,275

負債合計		32,602,876,743	12,414,147,275
純資産の部			
元本等			
元本	1	96,772,159,822	72,816,444,847
剰余金			
剰余金又は欠損金()	2	10,656,131,894	10,125,670,944
元本等合計		86,116,027,928	62,690,773,903
純資産合計		86,116,027,928	62,690,773,903
負債純資産合計		118,718,904,671	75,104,921,178

(注)「JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成22年8月9日および平成23年2月7日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成22年2月9日 至 平成22年8月9日)	(自 平成22年8月10日 至 平成23年2月7日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的の事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
----------------------------	---	------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年8月9日現在)	(平成23年2月7日現在)
<p>1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額</p> <p>期首元本額</p> <p>期中追加設定元本額</p> <p>期中解約元本額</p> <p>本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）</p> <p>JP Mグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）</p> <p>JP M世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）</p> <p>JP M資産分散ファンド</p> <p>合計</p>	<p>123,015,989,034円</p> <p>970,718,346円</p> <p>27,214,547,558円</p> <p>3,931,205,873円</p> <p>92,834,043,042円</p> <p>6,910,907円</p> <p>96,772,159,822円</p>	<p>96,772,159,822円</p> <p>563,916,310円</p> <p>24,519,631,285円</p> <p>3,735,195,397円</p> <p>69,074,082,334円</p> <p>7,167,116円</p> <p>72,816,444,847円</p>
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,656,131,894円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,125,670,944円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	96,772,159,822口	72,816,444,847口
1口当たりの純資産額	0.8899円	0.8609円

(1万口当たりの純資産額)	(8,899円)	(8,609円)
---------------	----------	----------

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成22年2月9日 至 平成22年8月9日)	(自 平成22年8月10日 至 平成23年2月7日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容およびそのリスク	<p>当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p> <p>(3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成22年8月9日現在)	(平成23年2月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(追加情報)

前期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成22年8月9日現在)	(平成23年2月7日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	632,448,982	1,080,345,556
地方債証券	744,363	9,297,623
特殊債券	244,380,029	286,685,661
社債券	751,925,944	672,028,028

合計	1,628,010,592	2,048,356,868
----	---------------	---------------

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成22年8月9日現在)				(平成23年2月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	19,335,940,716	-	18,612,013,383	723,927,333	11,752,548,998	-	11,679,028,066	73,520,932
	カナダドル	2,171,988,676	-	2,090,398,463	81,590,213	1,418,891,316	-	1,420,657,248	1,765,932
	メキシコペソ	199,594,058	-	186,274,852	13,319,206	710,279,129	-	719,816,967	9,537,838
	ユーロ	9,568,341,105	-	9,730,802,576	162,461,471	5,141,456,103	-	5,178,534,741	37,078,638
	英ポンド	2,526,119,375	-	2,566,169,902	40,050,527	4,664,109,153	-	4,736,866,116	72,756,963
	スイスフラン	531,193,367	-	531,841,937	648,570	403,612,604	-	399,964,346	3,648,258
	スウェーデンクローネ	1,682,612,826	-	1,710,212,103	27,599,277	2,601,583,119	-	2,676,518,069	74,934,950
	ノルウェークローネ	2,081,752,131	-	2,118,866,708	37,114,577	3,200,321,420	-	3,231,615,800	31,294,380
	オーストラリアドル	1,660,490,559	-	1,675,666,490	15,175,931	1,775,458,528	-	1,790,658,348	15,199,820
	ニュージーランドドル	90,988,394	-	88,853,184	2,135,210	88,417,560	-	87,288,107	1,129,453
	シンガポールドル	147,409,144	-	142,304,405	5,104,739	143,524,607	-	144,839,946	1,315,339
	タイバーツ	205,651,341	-	196,103,243	9,548,098	204,652,463	-	196,103,243	8,549,220
	南アフリカランド	715,553,073	-	703,587,302	11,965,771	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	19,490,108,022	-	18,850,807,165	639,300,857	11,722,936,817	-	11,662,294,220	60,642,597
	カナダドル	2,320,608,661	-	2,240,064,215	80,544,446	1,773,775,393	-	1,780,504,698	6,729,305
	メキシコペソ	-	-	-	-	944,000,062	-	957,371,322	13,371,260
	ユーロ	12,100,278,756	-	12,319,403,761	219,125,005	7,796,144,423	-	7,856,637,552	60,493,129
	英ポンド	3,582,580,551	-	3,651,083,382	68,502,831	4,874,702,582	-	4,915,855,383	41,152,801
	スイスフラン	34,621,104	-	33,815,580	805,524	159,722,851	-	158,815,950	906,901
	スウェーデンクローネ	606,795,507	-	635,243,462	28,447,955	856,494,327	-	863,250,951	6,756,624
	ノルウェークローネ	717,927,781	-	734,671,095	16,743,314	1,158,859,030	-	1,167,101,500	8,242,470
	デンマーククローネ	2,283,346,632	-	2,319,862,544	36,515,912	842,002,355	-	841,952,505	49,850
	オーストラリアドル	42,390,270	-	42,729,086	338,816	1,454,378,292	-	1,463,902,021	9,523,729
	南アフリカランド	-	-	-	-	633,838,868	-	592,412,336	41,426,532
合計		82,096,292,049	-	81,180,774,838	213,563,223	64,321,710,000	-	64,521,989,435	113,792,559

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法

によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2 . 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3 . 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4 . 評価損益は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年2月7日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	RUSSIA MULTI MAR30 REGS		5,370,000.00	6,123,196.20	
		SPAIN USD 2% SEP12 REGS		2,820,000.00	2,794,338.00	
		US T-BOND 4.25% NOV40		2,500,000.00	2,307,031.25	
		US T-BOND 5% MAY37		8,820,000.00	9,268,924.24	
		US T-BOND 6.25% MAY30		2,450,000.00	3,006,226.56	
		US T-NOTE 1.375% NOV15		4,500,000.00	4,326,328.12	
		US T-NOTE 2.625% NOV20		12,000,000.00	10,995,000.00	
	計	銘柄数：	7	38,460,000.00	38,821,044.37	
					(3,194,195,530)	
		組入時価比率：	5.1%		4.8%	
	カナダドル	CANADA GOVT 11.25% JUN15		4,690,000.00	6,347,774.30	
		CANADA GOVT 3.5% JUN20		9,200,000.00	9,227,600.00	
		CANADA GOVT 5% JUN37		2,000,000.00	2,367,760.00	
		CANADA GOVT 6% JUN11		15,460,000.00	15,697,001.80	
		CANADA GOVT 8% JUN27		3,930,000.00	5,943,339.00	
	計	銘柄数：	5	35,280,000.00	39,583,475.10	
					(3,298,095,145)	
		組入時価比率：	5.3%		4.9%	
	メキシコペソ	MEXICO GOVT 9% DEC12 M10		5,000,000.00	5,311,100.00	
		MEXICO GOVT10% DEC24 M20		44,200,000.00	52,620,984.00	
		MEXICO GOVT8% DEC13 M10		138,300,000.00	145,674,156.00	
	計	銘柄数：	3	187,500,000.00	203,606,240.00	
					(1,394,702,744)	
		組入時価比率：	2.2%		2.1%	

	ユーロ	AUSTRIA GOVT 4.35% MAR19		1,400,000.00	1,489,040.00
		GERMANY BUND 2.5% JAN21		12,500,000.00	11,698,750.00
		GERMANY BUND 4.25% JAN14		4,900,000.00	5,250,350.00
		GERMANY BUND5.625% JAN28		11,535,000.00	14,211,120.00
		GERMANY SCHATZ 1% MAR12		4,700,000.00	4,693,326.00
		ITALY BTP 3.75% DEC13		7,090,000.00	7,237,472.00
		ITALY BTP 4% FEB37		8,120,000.00	6,809,432.00
		ITALY BTP 4.25% AUG14		5,000,000.00	5,163,500.00
		ITALY BTP 4.5% AUG18		6,600,000.00	6,751,140.00
		NETHERLANDS 4% JUL18		3,700,000.00	3,903,500.00
		SPAIN GOVT 4% APR20		2,650,000.00	2,472,450.00
		SPAIN GOVT 4.1% JUL18		680,000.00	650,828.00
		SPAIN GOVT 4.6% JUL19		210,000.00	204,435.00
		SPAIN GOVT 4.85% OCT20		3,525,000.00	3,482,700.00
	計	銘柄数：	14	72,610,000.00	74,018,043.00
					(8,268,555,583)
		組入時価比率：	13.2%		12.3%
	英ポンド	UK GOVT 4.25% DEC40		2,860,000.00	2,726,152.00
		UK GOVT 4.25% JUN32		940,000.00	909,262.00
		UK GOVT 4.25% MAR36		2,480,000.00	2,370,235.20
		UK GOVT 4.5% MAR13		12,000,000.00	12,738,000.00
		UK GOVT 4.5% SEP34		2,000,000.00	1,984,840.00
		UK GOVT 6% DEC28		860.00	1,042.57
	計	銘柄数：	6	20,280,860.00	20,729,531.77
					(2,747,077,550)
		組入時価比率：	4.4%		4.1%
	デンマーククローネ	DENMARK GOVT 4% NOV17		10,000,000.00	10,650,000.00
		DENMARK GOVT 6% NOV11		63,400,000.00	65,745,800.00
	計	銘柄数：	2	73,400,000.00	76,395,800.00
					(1,145,173,042)
		組入時価比率：	1.8%		1.7%

	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.75% APR14		11,000,000.00	11,077,000.00	
	計	銘柄数：	1	11,000,000.00	11,077,000.00	
					(317,577,590)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		117,050,000.00	98,031,716.00	
	計	銘柄数：	1	117,050,000.00	98,031,716.00	
					(1,112,659,976)	
		組入時価比率：	1.8%		1.7%	
	小計				21,478,037,160	
					(21,478,037,160)	
地方債証券	ユーロ	KOMMUNEKREDIT4.375% EMTN		4,100,000.00	4,251,290.00	
	計	銘柄数：	1	4,100,000.00	4,251,290.00	
					(474,911,605)	
		組入時価比率：	0.8%		0.7%	
	小計				474,911,605	
					(474,911,605)	
特殊債券	アメリカドル	FED HOME LOAN BANK 5%		5,000,000.00	5,573,809.50	
		FGLMC 5.0% FEB41 TBA DB		13,510,000.00	13,995,515.62	
		FGLMC 5.5% FEB41 TBA DB		11,710,000.00	12,376,920.80	
		FGLMC 6.5% FEB41 TBA DB		3,575,000.00	3,963,781.25	
		FNCI 4.5% FEB26 TBA DB		7,885,000.00	8,210,256.25	
		FNCI 5.0% FEB26 TBA DB		3,040,000.00	3,218,125.15	
		FNCI 5.5% FEB26 TBA DB		1,325,000.00	1,426,031.25	
		FNCI 6.0% FEB26 TBA DB		1,310,000.00	1,421,964.12	
		FNCL 4.5% FEB41 TBA DB		33,075,000.00	33,385,078.12	
		FNCL 5.0% FEB41 TBA DB		13,610,000.00	14,124,628.12	
		FNCL 5.5% FEB41 TBA DB		10,840,000.00	11,489,553.39	
		FNCL 6.0% FEB41 TBA DB		12,420,000.00	13,418,451.25	
		FNCL 6.5% FEB41 TBA DB		465,000.00	516,222.63	
		FNCL POOL NO 256567		1,601,697.27	1,805,225.42	
		FNMA POOL NO 831786		3,632,740.09	4,104,239.49	

		FREDDIE MAC 3.75%		5,700,000.00	5,785,040.01
		FREDDIE MAC 3204 C		517,393.79	523,101.78
		ICO 5.375% EMTN		2,050,000.00	2,119,720.50
		KFW 4.875%		8,300,000.00	9,029,570.00
		NETWORK RAIL 3.5% EMTN		11,250,000.00	11,783,250.00
		SFEF 3.375% REGS		12,120,000.00	12,686,004.00
	計	銘柄数：	21	162,936,831.15	170,956,488.65
					(14,066,299,886)
		組入時価比率：	22.4%		20.8%
	ユーロ	CADES 3.625%		5,000,000.00	5,157,500.00
		EIB 3.5% EMTN		780,000.00	801,918.00
		EIB 4.25% EMTN		7,500,000.00	7,929,000.00
		FROB 3%		3,200,000.00	3,021,760.00
	計	銘柄数：	4	16,480,000.00	16,910,178.00
					(1,889,035,984)
		組入時価比率：	3.0%		2.8%
	小計				15,955,335,870
					(15,955,335,870)
社債券	アメリカドル	ABFC 2005-HE2 M1		1,574,033.29	1,535,344.65
		AGRIUM INC 6.125%		630,000.00	641,870.50
		ALTRIA GROUP INC 9.7%		2,525,000.00	3,241,746.50
		ANGLOGOLD HOLDS 5.375%		1,690,000.00	1,728,920.70
		ANHEUSER-BUSCH 5%		3,400,000.00	3,688,565.48
		ANHEUSER-BUSCH 7.2% REGS		2,420,000.00	2,755,255.01
		AT&T INC 6.55%		1,210,000.00	1,270,258.00
		AT&T WIRELESS 8.125%		1,200,000.00	1,303,531.05
		BEAR STEARNS2006-PW14 A4		4,000,000.00	4,191,240.00
		BK OF AMERICA 5.65%		1,360,000.00	1,402,296.00
		BRITISH TEL 5.95%		2,450,000.00	2,664,252.50
		CANADIAN NATURAL 5.7%		2,000,000.00	2,221,154.00
		CAPITAL ONE FINL 7.375%		3,000,000.00	3,445,844.70

		CITIGROUP INC 5.5%		5,000,000.00	5,295,000.00	
		CITIGROUP INC 6%		1,390,000.00	1,500,922.00	
		COMCAST CORP 5.15%		1,060,000.00	1,094,450.00	
		COMCAST CORP 6.55%		1,010,000.00	1,052,069.93	
		CONOCOPHILLIPS 6.5%		525,000.00	592,360.57	
		CONT AIR 6.545% 991A		908,706.74	960,957.37	
		CREDIT SUISSE NY 6%		2,625,000.00	2,756,594.19	
		CSFB 2004-3 2A1		3,438,722.56	3,507,541.02	
		DANSKE BANK FLT REGS		6,750,000.00	6,768,204.75	
		DELTA AIR 7.75% A		1,718,123.42	1,924,298.23	
		DEXIA 2.375% REGS		6,710,000.00	6,771,061.00	
		DUKE REALTY 6.75%		735,000.00	798,309.22	
		ENTERGY ARKANSAS 3.75%		1,150,000.00	1,074,906.90	
		EPPLP 6.3%		980,000.00	1,099,705.12	
		EPPLP 7.55%		1,255,000.00	1,437,674.03	
		EQABS 2004-3 AF4		1,337,168.10	1,286,563.77	
		GE 5.25%		3,000,000.00	3,220,800.00	
		GE CAPITAL 5.875% MTN		1,500,000.00	1,487,349.42	
		GOLDMAN SACHS 5.75%		3,050,000.00	3,314,424.26	
		GOLDMAN SACHS 6.25%		445,000.00	448,960.50	
		HCP INC 6%		2,550,000.00	2,742,532.39	
		HEALTH CARE REIT 4.7%		865,000.00	865,156.13	
		HEALTH CARE REIT 4.95%		1,700,000.00	1,622,554.97	
		INTL PAPER CO 7.3%		1,000,000.00	1,117,254.70	
		KRAFT FOODS INC 7%		1,320,000.00	1,452,264.00	
		MACK-CALI REALTY 7.75%		690,000.00	799,144.13	
		METLIFE INC 6.75%		5,400,000.00	6,207,721.09	
		MORGAN STANLEY 5.45% EMTN		2,800,000.00	2,891,242.48	
		MORGAN STANLEY 5.75%		815,000.00	819,971.50	
		MORGAN STANLEY 6%		910,000.00	986,880.50	
		MSAC 2004-SD2 A		1,971,220.14	1,654,601.18	

		MSC 2005-HQ7 A4		4,270,000.00	4,602,248.70
		NATIONWIDE 2.5% REGS		4,400,000.00	4,499,440.00
		NEVADA POWER CO 7.125%		1,000,000.00	1,165,421.94
		NEWS AMERICA 6.65%		440,000.00	466,381.36
		ORACLE CORP 6.125%		650,000.00	689,775.42
		OXY 4.1% 1		2,080,000.00	2,031,328.00
		PACIFIC GAS&ELEC 5.4%		1,465,000.00	1,382,374.00
		PACIFICORP 5.5%		1,900,000.00	2,083,967.40
		PETRO-CANADA 6.8%		1,500,000.00	1,651,777.65
		PHILIP MORRIS 5.65%		1,800,000.00	2,003,580.00
		PPSI 2005-WHQ3 M1		1,845,000.00	1,673,812.96
		PRUDENTIAL 7.375% MTND		3,500,000.00	4,061,525.51
		RAMP 2004-RS11 M1		5,612,373.28	4,822,022.03
		SHELL 3.1%		1,490,000.00	1,518,906.00
		SWEDBANK AB 2.8% REGS		10,000,000.00	10,202,000.00
		TELECOM ITALIA 6.175%		2,520,000.00	2,661,500.52
		TRANSCANADA 6.1%		785,000.00	806,151.51
		TW CABLE 8.75%		955,000.00	1,192,686.68
		TYCO 7%		2,075,000.00	2,410,642.82
		UBS STAMFORD 5.875% DPNT		3,062,000.00	3,304,816.60
		UNITEDHEALTH GROUP 5.7%		1,485,000.00	1,432,466.04
		VALE 5.625%		1,465,000.00	1,544,017.52
		VERIZON 6.35%		670,000.00	755,157.00
		VERIZON 7.375%		4,700,000.00	5,152,634.34
		WAL-MART 5.25% USD		660,000.00	640,931.14
		WATSON PHARM INC 6.125%		1,170,000.00	1,277,343.75
		WBCMT 2005-C21 A4		2,770,000.00	2,964,980.30
		WFMBS 2005-2 2A1		2,728,319.01	2,773,306.53
		WILLIAMS PARTNERS 4.125%		1,495,000.00	1,384,858.41
		XCEL ENERGY INC 4.7%		1,185,000.00	1,203,643.02
	計	銘柄数：	74	161,745,666.54	170,001,451.59

					(13,987,719,436)
		組入時価比率：	22.3%		20.8%
	ユ-口	ABBEY NATL 3.125%		3,430,000.00	3,372,719.00
		ABBEY NATL 3.375% JUN15		3,500,000.00	3,400,250.00
		ABBEY NATL TS 2.5%		3,080,000.00	3,048,892.00
		ABN AMRO BANK FLT EMTN		2,000,000.00	1,653,000.00
		AMERICA MOVIL SA 4.75%		1,750,000.00	1,746,850.00
		ANZ BANK 5.125% EMTN		760,000.00	752,172.00
		ARKEMA 4%		600,000.00	587,340.00
		AUTOROUTES PRR VAR EMTN		1,000,000.00	1,003,100.00
		BARCLAYS BK 4% EMTN		3,250,000.00	3,187,275.00
		BARCLAYS BK 6% EMTN		750,000.00	753,225.00
		CASINO GUICHARD 4.481%		1,050,000.00	1,046,115.00
		CR AGRICOLE 3.5% EMTN		1,750,000.00	1,780,975.00
		DT PFANDBRFBK3.125% EMTN		2,176,000.00	2,182,092.80
		GAS NATURAL 5.625% EMTN		300,000.00	303,390.00
		HANNOVER FINANCE VAR		1,115,000.00	1,136,742.50
		ING BANK NV 3% EMTN		3,950,000.00	3,961,060.00
		ING BANK NV 3.375% EMTN		6,400,000.00	6,588,800.00
		LEASEPLAN 3.25% EMTN		7,200,000.00	7,390,800.00
		LEGAL & GENERAL VAR EMTN		4,080,000.00	3,771,360.24
		LLOYDS TSB BK 3.375%		4,300,000.00	4,229,480.00
		LLOYDS TSB BK 3.75% EMTN		10,100,000.00	10,283,820.00
		METRO AG 7.625% EMTN		865,000.00	999,896.75
		MUNICH RE VAR		1,250,000.00	1,318,750.00
		NATIONWIDE 2.875%		3,500,000.00	3,383,800.00
		NATIONWIDE 3.75%		1,000,000.00	976,200.00
		NORDEA BANK 4% EMTN		260,000.00	237,744.00
		NORDEA BANK FI 2.25%		1,050,000.00	1,008,315.00
		PPR VAR EMTN		1,290,000.00	1,488,918.00
		RABOBANK 3.75% GMTN		800,000.00	721,200.00

		RBS 3.75% EMTN		6,530,000.00	6,648,193.00
		RCI BANQUE 4.375% EMTN		3,650,000.00	3,694,530.00
		SPAREBANKEN 3.125% EMTN		2,200,000.00	2,178,000.00
		STD CHARTERED 5.875% EMTN		1,000,000.00	1,044,500.00
		STD CHARTERED FLT EMTN		2,450,000.00	2,316,475.00
		SWEDBANK AB 3.625% EMTN		8,200,000.00	8,341,450.00
		TELEFONICA 4.75% EMTN		3,500,000.00	3,528,350.00
		UBS LONDON 2.375%		3,963,000.00	3,970,133.40
		UBS LONDON 3%		3,000,000.00	3,007,800.00
		VOLVO 5% EMTN		1,005,000.00	1,048,064.25
		ZURICH FINANCE VAR EMTN		2,725,000.00	2,730,736.12
	計	銘柄数：	40	110,779,000.00	110,822,514.06
					(12,379,983,045)
		組入時価比率：	19.7%		18.4%
	英ポンド	AEGON NV 6.625%		300,000.00	283,050.00
		AHOLD 6.5% EMTN		350,000.00	385,840.00
		ANGLO AMERICAN 6.875% EMTN		1,150,000.00	1,272,015.00
		AVIVA PLC VAR EMTN		850,000.00	773,568.85
		BAA 6.75% EMTN		1,640,000.00	1,733,480.00
		BAT 6.375% EMTN		650,000.00	717,535.00
		CARLSBERG VAR EMTN		650,000.00	739,050.00
		CITIGROUP INC 6.8% EMTN		200,000.00	207,800.00
		COUNTRYWIDE 5.125% EMTN		850,000.00	850,510.00
		CRH 8.25% EMTN		800,000.00	890,560.00
		DNB NOR BANK VAR EMTN		1,550,000.00	1,613,550.00
		EVERSHOLT 6.359% EMTN		500,000.00	493,000.00
		GE CAPITAL 4.125% EMTN		750,000.00	736,425.00
		HOLCIM 8.75% EMTN		550,000.00	659,131.00
		IMP TOBACCO VAR EMTN		520,000.00	659,360.00
		ING BANK NV VAR EMTN		1,100,000.00	1,078,396.00
		INTESA SP 5.25% EMTN		2,000,000.00	1,804,200.00

		LLOYDS TSB BK 7.5% EMTN		600,000.00	616,500.00	
		NOMURA 5.5% EMTN		725,000.00	732,540.00	
		PRUDENTIAL VAR EMTN		325,000.00	413,530.00	
		RBS 7.5% EMTN		500,000.00	515,900.00	
		ST GOBAIN 5.625% 16 EMTN		300,000.00	310,500.00	
		SUNTRUST BANK FLT GMTN		2,000,000.00	1,950,846.00	
		UBS JERSEY VAR EMTN		500,000.00	494,900.00	
		VODAFONE 5.375% EMTN		500,000.00	527,600.00	
		XSTRATA 7.375% EMTN		1,450,000.00	1,623,130.00	
	計	銘柄数：	26	21,310,000.00	22,082,916.85	
					(2,926,428,140)	
		組入時価比率：	4.7%		4.4%	
	小計				29,294,130,621	
					(29,294,130,621)	
	合計				67,202,415,256	
					(67,202,415,256)	

（注）各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (平成22年8月9日現在)	当期 (平成23年2月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		35,604,379,176	27,471,661,267
流動資産合計		35,604,379,176	27,471,661,267
資産合計		35,604,379,176	27,471,661,267
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		552,755,712	420,018,022
未払受託者報酬		1,365,358	1,004,988
未払委託者報酬		23,927,929	17,612,370
その他未払費用		262,500	262,500
流動負債合計		578,311,499	438,897,880
負債合計		578,311,499	438,897,880
純資産の部			
元本等			
元本	1	58,184,811,869	46,668,669,131
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	23,158,744,192	19,635,905,744
（分配準備積立金）		45,369,863	11,404,671
元本等合計		35,026,067,677	27,032,763,387
純資産合計		35,026,067,677	27,032,763,387
負債純資産合計		35,604,379,176	27,471,661,267

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期	当期
		(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		2,796,424,221	270,814,783
営業収益合計		2,796,424,221	270,814,783
営業費用			
受託者報酬		8,707,314	6,433,088
委託者報酬	1	152,595,660	112,739,814
その他費用		1,575,000	1,575,000
営業費用合計		162,877,974	120,747,902
営業利益		2,633,546,247	150,066,881
経常利益		2,633,546,247	150,066,881
当期純利益		2,633,546,247	150,066,881
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		116,516,269	20,795,937
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		30,584,980,073	23,158,744,192
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,506,545,709	5,215,636,011
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		6,506,545,709	5,215,636,011
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	678,697,331
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		-	678,697,331
分配金	2	1,597,339,806	1,143,371,176
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		23,158,744,192	19,635,905,744

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額 で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年 2月 7日が休日のため、信託約款第40条によ り、前特定期間末日を平成22年 2月 8日としておりま す。また、平成22年 8月 7日および平成22年 8月 8日 が休日のため、当特定期間末日を平成22年 8月 9日とし ております。	特定期間末日の取扱い 平成22年 8月 7日および平成22年 8月 8日が休日 のため、信託約款第40条により、前特定期間末日を平成22 年 8月 9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成22年 8月 9日現在)	当期 (平成23年 2月 7日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元 本額および期中解約元本額		
期首元本額	75,274,841,302円	58,184,811,869円
期中追加設定元本額	- 円	1,678,697,331円
期中一部解約元本額	17,090,029,433円	13,194,840,069円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は23,158,744,192円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は19,635,905,744円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	58,184,811,869口	46,668,669,131口
1口当たりの純資産額	0.6020円	0.5792円
(1万口当たりの純資産額)	(6,020円)	(5,792円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 3月 8日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成22年 9月 7日)
費用控除後の配当等収益額	234,922,383円	151,616,943円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	103,110,605円	74,423,562円
分配準備積立金額	38,999,349円	42,781,043円
当ファンドの分配対象収益額	377,032,337円	268,821,548円
当ファンドの期末残存口数	74,154,303,444口	54,864,810,161口
1 万口当たり収益分配対象額	50.84円	48.99円
1 万口当たり分配金額	30.00円	35.00円
収益分配金金額	222,462,910円	192,026,835円
	(自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 4月 7日)	(自 平成22年 9月 8日 至 平成22年10月 7日)
費用控除後の配当等収益額	205,608,665円	180,382,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	97,592,308円	72,219,487円
分配準備積立金額	48,704,837円	2,300,929円
当ファンドの分配対象収益額	351,905,810円	254,903,016円
当ファンドの期末残存口数	70,185,686,968口	53,239,850,785口
1 万口当たり収益分配対象額	50.13円	47.87円
1 万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	245,649,904円	186,339,477円

	(自 平成22年4月8日 至 平成22年5月7日)	(自 平成22年10月8日 至 平成22年11月8日)
費用控除後の配当等収益額	188,871,905円	103,052,837円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	92,334,146円	66,406,231円
分配準備積立金額	8,196,814円	68,683円
当ファンドの分配対象収益額	289,402,865円	169,527,751円
当ファンドの期末残存口数	66,404,102,506口	51,618,053,834口
1万口当たり収益分配対象額	43.58円	32.84円
1万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	199,212,307円	103,236,107円

区分	前期	当期
	(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
	(自 平成22年 5月 8日 至 平成22年 6月 7日)	(自 平成22年11月 9日 至 平成22年12月 7日)
費用控除後の配当等収益額	212,428,224円	123,712,780円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	87,863,836円	62,003,913円
分配準備積立金額	111,347円	86,061円
当ファンドの分配対象収益額	300,403,407円	185,802,754円
当ファンドの期末残存口数	64,773,047,214口	48,346,336,418口
1万口当たり収益分配対象額	46.37円	38.43円
1万口当たり分配金額	25.00円	30.00円
収益分配金金額	161,932,618円	145,039,009円
	(自 平成22年 6月 8日 至 平成22年 7月 7日)	(自 平成22年12月 8日 至 平成23年 1月 7日)
費用控除後の配当等収益額	592,673,305円	430,866,581円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	83,453,641円	43,473,782円
分配準備積立金額	48,066,811円	124,462円
当ファンドの分配対象収益額	724,193,757円	474,464,825円
当ファンドの期末残存口数	61,521,815,989口	48,355,863,327口
1万口当たり収益分配対象額	117.71円	98.11円
1万口当たり分配金額	35.00円	20.00円
収益分配金金額	215,326,355円	96,711,726円
	(自 平成22年 7月 8日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成23年 1月 8日 至 平成23年 2月 7日)
費用控除後の配当等収益額	195,785,964円	108,805,936円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円

収益調整金額	78,927,173円	41,957,040円
分配準備積立金額	402,339,611円	322,616,757円
当ファンドの分配対象収益額	677,052,748円	473,379,733円
当ファンドの期末残存口数	58,184,811,869口	46,668,669,131口
1万口当たり収益分配対象額	116.36円	101.43円
1万口当たり分配金額	95.00円	90.00円
収益分配金金額	552,755,712円	420,018,022円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

区分	前期 (自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	当期 (自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成22年 8月 9日現在)	当期 (平成23年 2月 7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（追加情報）

前特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成22年8月9日現在)	当期 (平成23年2月7日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	966,010,287	638,936,002
合計	966,010,287	638,936,002

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年2月7日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	25,867,854,301	27,471,661,267	
合計			25,867,854,301	27,471,661,267	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」は「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成22年 8 月 9 日現在)	(平成23年 2 月 7 日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		356,956,977	1,658,369,286
コール・ローン		194,036,189	409,341,649
国債証券		38,640,994,899	31,458,952,554
特殊債券		-	260,900,621
社債券		4,456,460,381	4,092,848,774
派生商品評価勘定		2,839,261	-
未収入金		539,577,391	-
未収利息		692,244,996	442,568,020
前払費用		61,013,398	101,989,410
流動資産合計		44,944,123,492	38,424,970,314
資産合計		44,944,123,492	38,424,970,314
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,355,443	-
未払金		583,755,540	-
未払解約金		8,961,111	6,282,061
流動負債合計		595,072,094	6,282,061

負債合計		595,072,094	6,282,061
純資産の部			
元本等			
元本	1	41,925,580,209	36,177,299,433
剰余金			
剰余金又は欠損金()		2,423,471,189	2,241,388,820
元本等合計		44,349,051,398	38,418,688,253
純資産合計		44,349,051,398	38,418,688,253
負債純資産合計		44,944,123,492	38,424,970,314

(注)「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成22年8月9日および平成23年2月7日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 8月 9日)	(自 平成22年 8月10日 至 平成23年 2月 7日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
----------------------------	---	------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成22年8月9日現在)	(平成23年2月7日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	51,533,780,820円	41,925,580,209円
期中追加設定元本額	4,723,307,507円	5,310,222,321円
期中解約元本額	14,331,508,118円	11,058,503,097円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳 (注)		
JPMグローバル債券3分散ファンド (毎月決算型)	3,471,909,192円	3,312,957,488円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド F(適格機関投資家専用)	33,658,895,043円	25,867,854,301円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (非課税口・適格機関投資家専用)	821,663,102円	817,160,687円
JPM資産分散ファンド	1,436,865円	1,160,106円
JPM新興国毎月決算ファンド	3,971,676,007円	6,178,166,851円
合計	41,925,580,209円	36,177,299,433円
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	41,925,580,209口	36,177,299,433口
1口当たりの純資産額	1.0578円	1.0620円
(1万口当たりの純資産額)	(10,578円)	(10,620円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成22年2月9日 至 平成22年8月9日)	(自 平成22年8月10日 至 平成23年2月7日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p> <p>(3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。</p>	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成22年8月9日現在）	（平成23年2月7日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（追加情報）

前期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成22年8月9日現在）	（平成23年2月7日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	774,337,739	1,362,841,149
特殊債券	-	9,813,467
社債券	305,695,375	188,273,403
合計	1,080,033,114	1,560,928,019

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成22年8月9日現在）				（平成23年2月7日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建 アメリカドル	435,556,000	-	433,200,557	2,355,443	-	-	-	-
	売建 アメリカドル	400,000,000	-	397,996,739	2,003,261	-	-	-	-
	トルコ・リラ	435,556,000	-	434,720,000	836,000	-	-	-	-
合計		1,271,112,000	-	1,265,917,296	483,818	-	-	-	-

（注）1．為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートに

より評価しております。

・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年2月7日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT10% DEC24 M20		442,300,000.00	526,566,996.00	
		M E X I C O GOVT7.75%DEC17M10		67,941,100.00	70,395,132.53	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		218,280,000.00	241,747,282.80	
	計	銘柄数：	3	728,521,100.00	838,709,411.33	
					(5,745,159,467)	
		組入時価比率：	15.0%		16.0%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN12 NTNF		15,020,000.00	14,876,634.10	
		BRAZIL 10% JAN13 NTNF		36,600,000.00	35,276,836.80	
		BRAZIL 10% JAN14 NTNF		104,189,000.00	98,202,821.00	
		BRAZIL 10% JAN17 NTNF		22,260,000.00	19,923,790.74	
		BRAZIL 12.5% JAN16		1,600,000.00	1,814,640.00	
		BRAZIL 12.5% JAN22		11,000,000.00	12,746,250.00	
		計	銘柄数：	6	190,669,000.00	182,840,972.64
					(8,990,290,624)	
		組入時価比率：	23.4%		25.0%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		16,653,000,000.00	20,440,724,850.00	
		COLOMBIA GOVT7.75% APR21		468,000,000.00	505,042,200.00	
		計	銘柄数：	2	17,121,000,000.00	20,945,767,050.00
					(921,613,750)	
		組入時価比率：	2.4%		2.6%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.9% AUG37 REGS		8,000,000.00	8,072,000.00	
		PERU GOVT6.95%AUG31 REGS		16,200,000.00	16,751,561.40	

	計	銘柄数：	2	24,200,000.00	24,823,561.40
					(737,756,244)
		組入時価比率：	1.9%		2.1%
	ウルグアイペソ	URUGUAY I/L 3.7% JUN37		58,300,000.00	75,898,005.99
		URUGUAY I/L 5% SEP18		19,000,000.00	30,207,915.13
	計	銘柄数：	2	77,300,000.00	106,105,921.12
					(444,583,809)
		組入時価比率：	1.2%		1.2%
	トルコ・リラ	TURKEY GOVT 10% JUN15		12,600,000.00	13,033,125.00
		TURKEY GOVT 10.5% JAN20		12,800,000.00	13,713,600.00
		TURKEY GOVT 16% AUG13		13,350,000.00	15,611,156.25
		TURKEY GOVT 16% MAR12		3,900,000.00	4,233,598.20
	計	銘柄数：	4	42,650,000.00	46,591,479.45
					(2,419,961,442)
		組入時価比率：	6.3%		6.8%
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB16 16/C		130,000,000.00	121,476,160.00
		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		239,000,000.00	232,058,723.00
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		1,770,000,000.00	1,787,186,700.00
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		2,380,350,000.00	2,466,471,063.00
	計	銘柄数：	4	4,519,350,000.00	4,607,192,646.00
					(1,896,781,212)
		組入時価比率：	4.9%		5.3%
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.25% APR13		35,300,000.00	35,407,665.00
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		140,155,000.00	143,939,185.00
	計	銘柄数：	2	175,455,000.00	179,346,850.00
					(5,141,874,189)
		組入時価比率：	13.4%		14.4%
	マレーシアリングギット	MALAYSIA 3.833% SEP11		20,315,000.00	20,448,672.70
		MALAYSIA 4.262% SEP16		7,000,000.00	7,277,156.60

		MALAYSIA 4.378% NOV19		20,000,000.00	20,532,882.00
		MALAYSIA 4.709% SEP26		6,800,000.00	6,962,105.20
	計	銘柄数：	4	54,115,000.00	55,220,816.50
					(1,494,827,502)
		組入時価比率：	3.9%		4.2%
	フィリピンペソ	PHIL GOVT7.75%FEB20 1050		100,000,000.00	109,750,000.00
	計	銘柄数：	1	100,000,000.00	109,750,000.00
					(206,330,000)
		組入時価比率：	0.5%		0.6%
	エジプトポンド	EGYPT GOVT8.75%JUL12REGS		15,080,000.00	13,873,600.00
	計	銘柄数：	1	15,080,000.00	13,873,600.00
					(192,426,832)
		組入時価比率：	0.5%		0.5%
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		72,000,000.00	60,301,439.99
		S.AFRICA10.5% DEC26 R186		116,500,000.00	134,311,685.00
		S.AFRICA13.5% SEP15 R157		59,000,000.00	71,513,900.00
		S.AFRICA6.75% MAR21 R208		25,000,000.00	21,745,000.00
	計	銘柄数：	4	272,500,000.00	287,872,024.99
					(3,267,347,483)
		組入時価比率：	8.5%		9.1%
	小計				31,458,952,554
					(31,458,952,554)
特殊債券	ロシアルーブル	RED ARROW INTL 8.375%		47,269,925.24	47,635,983.54
	計	銘柄数：	1	47,269,925.24	47,635,983.54
					(133,380,753)
		組入時価比率：	0.3%		0.4%
	インドルピー	EXIM BK KOREA 5.1% REGS		74,000,000.00	69,682,988.00
	計	銘柄数：	1	74,000,000.00	69,682,988.00
					(127,519,868)
		組入時価比率：	0.3%		0.4%

	小計				260,900,621
					(260,900,621)
社債券	アメリカドル	CITI VAR DOP FEB11 CLN A		3,500,000.00	3,315,550.00
		CITI VAR DOP FEB11 CLN B		2,070,000.00	2,106,639.00
		CITI VAR DOP JAN13 CLN		1,000,000.00	987,200.00
		CITI VAR DOP MAR12 CLN		2,250,000.00	2,055,825.00
		CITI VAR GHS MAR13 CLN		6,370,000.00	6,066,788.00
		CITI VAR IDR AUG18 CLN		5,884,000.00	6,427,387.40
		CITI VAR IDR NOV20 CLN		12,463,955.00	13,429,537.59
		CS VAR RUB MAR13 CLN		4,215,000.00	4,420,270.50
		DB VAR IDR 22DEC13 CLN		3,050,000.00	4,057,171.00
	計	銘柄数：	9	40,802,955.00	42,866,368.49
					(3,527,044,799)
		組入時価比率：	9.2%		9.8%
	チリペソ	SANTANDER CHILE6.5% REGS		1,425,000,000.00	1,328,516,100.00
	計	銘柄数：	1	1,425,000,000.00	1,328,516,100.00
					(228,106,214)
		組入時価比率：	0.6%		0.6%
	インドネシアルピア	DB 9.5% IDR JUL31 CLN		20,200,000,000.00	19,092,838,000.00
	計	銘柄数：	1	20,200,000,000.00	19,092,838,000.00
					(175,654,109)
		組入時価比率：	0.5%		0.5%
	ウクライナフリブナ	GS 5.5% UAH SEP15 CLN		17,600,000.00	15,686,704.00
	計	銘柄数：	1	17,600,000.00	15,686,704.00
					(162,043,652)
		組入時価比率：	0.4%		0.5%
	小計				4,092,848,774
					(4,092,848,774)
	合計				35,812,701,949
					(35,812,701,949)

（注）各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成23年4月28日現在
資産総額	83,467,235,060 円
負債総額	379,816,023 円
純資産総額(-)	83,087,419,037 円
発行済口数	126,881,157,645 口
1口当たり純資産額(/)	0.6548 円
(1万口当たり純資産額	6,548 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成23年4月28日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

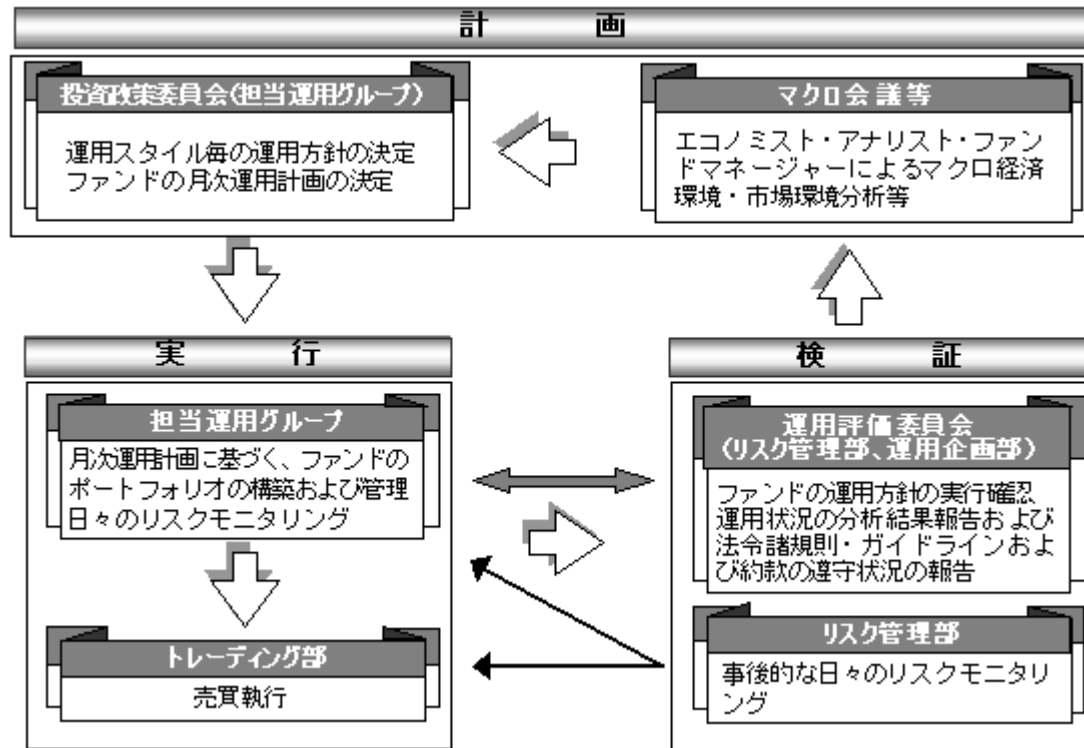
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成23年4月28日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	60 (1)	104,987 (204)
	追加型	271 (132)	4,963,521 (3,210,189)
	計	331 (133)	5,068,508 (3,210,393)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		331 (133)	5,068,508 (3,210,393)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 24 期 (平成21年3月31日現在)	第 25 期 (平成22年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 15,883,303	15,484,883
有価証券	2,998,947	2,999,185
前払費用	323,949	248,594
未収入金	3,593	6,524
未収委託者報酬	2,158,082	3,405,895
未収運用受託報酬	635,902	456,672
未収投資助言報酬	2 406,959	426,716
未収収益	8,062	7,020
未収還付法人税等	1,068,737	-
未収還付消費税等	182,000	-
繰延税金資産	68,795	244,770
その他の流動資産	2,641	1,392
流動資産計	23,740,977	23,281,654
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 169,629	173,574
器具備品	200,701	150,631
有形固定資産合計	370,331	324,206
無形固定資産		
電話加入権	1 161	150
商標権	8,104	6,160
無形固定資産合計	8,266	6,310
投資その他の資産		
投資有価証券	2,542,125	6,923,150
関係会社株式	236,178	236,178

長期差入保証金	783,231	681,764
長期前払費用	14,643	7,822
会員権	20,113	20,113
繰延税金資産	34,393	524,820
投資その他の資産合計	3,630,686	8,393,850
固定資産計	4,009,284	8,724,367
資産合計	27,750,261	32,006,022

(単位：千円)

	第 24 期 (平成21年3月31日現在)	第 25 期 (平成22年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	44,497	46,362
未払金		
未払収益分配金	947	943
未払償還金	23,376	18,453
未払手数料	2 891,493	1,523,402
その他未払金	112,743	71,728
未払費用	612,126	869,497
未払消費税等	-	74,053
未払法人税等	-	1,264,485
賞与引当金	291,836	293,651
流動負債計	1,977,020	4,162,578
固定負債		
退職給付引当金	972,202	1,137,766
固定負債計	972,202	1,137,766
負債合計	2,949,223	5,300,344
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	12,356,655	14,172,932
利益剰余金合計	14,177,860	15,994,137
株主資本計	24,806,844	26,623,121
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,805	82,556
評価・換算差額等計	5,805	82,556
純資産合計	24,801,038	26,705,677
負債・純資産合計	27,750,261	32,006,022

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 24 期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	第 25 期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	20,072,582	21,113,167
運用受託報酬	3,506,635	2,492,177
投資助言報酬	2,048,748	1,893,038
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	60,260	43,853
その他	2,749	12,348
営業収益計	25,695,976	25,559,586
営業費用		
支払手数料	9,326,200	9,706,627
広告宣伝費	529,276	420,508
公告費	1,227	2,339
調査費		
調査費	538,515	579,477
委託調査費	1,310,113	1,556,961
営業雑経費		
通信費	30,202	31,515
印刷費	302,661	278,539
協会費	23,322	19,271
諸会費	14,373	12,955
情報機器関連費	2,036,426	2,005,507
販売促進費	55,223	13,183
その他	55,485	66,833
営業費用計	14,223,029	14,693,722
一般管理費		

給料		
役員報酬	174,486	155,835
給料・手当	4,004,575	4,192,414
賞与	1,051,279	719,290
賞与引当金繰入額	291,836	293,651
交際費	23,229	19,087
寄付金	4,000	23
事務委託費	356,543	195,150
旅費交通費	258,981	197,842
租税公課	81,166	86,095
不動産賃借料	762,812	714,209
退職給付費用	262,634	197,352
固定資産減価償却費	119,811	97,916
諸経費	281,968	280,916
一般管理費計	7,673,326	7,149,786
営業利益	3,799,620	3,716,077

営業外収益			
受取配当金		-	1,710
有価証券利息		22,216	4,645
受取利息	1	36,255	16,592
為替差益		11,209	-
時効成立分配金・償還金		7,832	3,492
原稿・講演料		3,910	3,255
還付加算金		-	37,708
雑収入		4,132	6,291
営業外収益計		85,555	73,696
営業外費用			
為替差損		-	5,113
時効成立後支払分配金・償還金		693	-
雑損失		82	-
営業外費用計		775	5,113
経常利益		3,884,401	3,784,660
特別利益			
投資有価証券償還益		1,136	2,459
投資有価証券売却益		122	31,117
特別利益計		1,259	33,577
特別損失			
固定資産除却損	2	688	5,302
投資有価証券償還損		84,238	-
投資有価証券評価損		65,553	51,557
投資有価証券売却損		464,272	2,724
特別損失計		614,753	59,583
税引前当期純利益		3,270,907	3,758,653
法人税、住民税及び事業税		1,206,047	1,817,726
法人税等調整額		369,088	722,069
法人税等合計		1,575,135	1,095,656
当期純利益		1,695,771	2,662,997

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 24 期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	第 25 期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,483,283	12,356,655
当期変動額		

剰余金の配当	2,822,400	846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
当期変動額合計	1,126,628	1,816,277
当期末残高	12,356,655	14,172,932
利益剰余金合計		
前期末残高	15,304,488	14,177,860
当期変動額		
剰余金の配当	2,822,400	846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
当期変動額合計	1,126,628	1,816,277
当期末残高	14,177,860	15,994,137
株主資本合計		
前期末残高	25,933,472	24,806,844
当期変動額		
剰余金の配当	2,822,400	846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
当期変動額合計	1,126,628	1,816,277
当期末残高	24,806,844	26,623,121

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	25,392	5,805
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	31,197	88,361
当期変動額合計	31,197	88,361
当期末残高	5,805	82,556
評価・換算差額合計		
前期末残高	25,392	5,805
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	31,197	88,361
当期変動額合計	31,197	88,361
当期末残高	5,805	82,556
純資産合計		
前期末残高	25,958,864	24,801,038
当期変動額		
剰余金の配当	2,822,400	846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	31,197	88,361
当期変動額合計	1,157,826	1,904,639
当期末残高	24,801,038	26,705,677

重要な会計方針

項目	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法に より算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物（建 物附属設備を除く）については、定額法 によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の 支給見込額のうち当期の負担額を計上し ております。	同左

(2) 退職給付引当金	<p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p>	<p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありませぬ。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	-
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	同左

会計方針の変更

(会計処理の変更)

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。</p>	-

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 150,704千円</p> <p> 器具備品 941,423千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 電話加入権 72千円</p> <p> 商標権 11,337千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 172,855千円</p> <p> 器具備品 863,358千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 電話加入権 83千円</p> <p> 商標権 13,282千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p> 現金及び預金 10,311,398千円</p> <p> 未収投資助言報酬 398,818千円</p> <p> 未払手数料 331,400千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p> 現金及び預金 10,591,647千円</p> <p> 未収投資助言報酬 295,911千円</p> <p> 未払手数料 441,536千円</p>

<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>
<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。</p>	<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。</p>

（損益計算書関係）

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 5,916千円
2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。	2 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年6月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

(リース取引関係)

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">器具備品</th> <th style="text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,330 5,330</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,330 5,330</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">- -</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,067</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,900</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	器具備品	合計	取得価額相当額	5,330 5,330	減価償却累計額相当額	5,330 5,330	期末残高相当額	- -	1年以内	-	合計	-	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	37	-
器具備品	合計																		
取得価額相当額	5,330 5,330																		
減価償却累計額相当額	5,330 5,330																		
期末残高相当額	- -																		
1年以内	-																		
合計	-																		
支払リース料	2,067																		
減価償却費相当額	1,900																		
支払利息相当額	37																		

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)		1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)		未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)	
1年以内	710,121	1年以内	667,234
<u>1年超</u>	<u>962,627</u>	<u>1年超</u>	<u>1,608,004</u>
合計	1,672,748	合計	2,275,239

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場

合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	-
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	-
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	-
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	85
その他有価証券	6,874,409	6,874,409	-
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	-
資産計	30,329,527	30,329,442	85
(1)未払金			
未払手数料	1,523,402	1,523,402	-
負債計	1,523,402	1,523,402	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,484,883	-	-	-
未収委託者報酬	3,405,895	-	-	-
未収運用受託報酬	456,672	-	-	-
未収投資助言報酬	426,716	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	2,289	679,475	-	-
合計	22,776,457	679,475	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	147

小計	2,998,947	2,998,800	147
合計	2,998,947	2,998,800	147

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	22,707
小計	2,117,725	2,095,017	22,707
合計	2,447,632	2,441,827	5,805

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	-	-	-
小計	3,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-

第25期(平成22年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	85
小計	2,999,185	2,999,100	85
合計	2,999,185	2,999,100	85

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	92,963
小計	4,390,071	4,483,035	92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

(デリバティブ取引関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																						
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>																						
<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">972,202</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>972,202</u></td> </tr> </table>	退職給付債務	972,202	退職給付引当金	<u>972,202</u>	<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,137,766</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,137,766</u></td> </tr> </table>	退職給付債務	1,137,766	退職給付引当金	<u>1,137,766</u>														
退職給付債務	972,202																						
退職給付引当金	<u>972,202</u>																						
退職給付債務	1,137,766																						
退職給付引当金	<u>1,137,766</u>																						
<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">145,258</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">12,449</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">87,363</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,153</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>11,409</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>262,634</u></td> </tr> </table>	勤務費用	145,258	利息費用	12,449	過去勤務債務の費用処理額	87,363	数理計算上の差異の費用処理額	6,153	その他	<u>11,409</u>	退職給付費用	<u>262,634</u>	<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">154,625</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">14,583</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">12,466</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>15,677</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>197,352</u></td> </tr> </table> <p>(注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	154,625	利息費用	14,583	数理計算上の差異の費用処理額	12,466	その他	<u>15,677</u>	退職給付費用	<u>197,352</u>
勤務費用	145,258																						
利息費用	12,449																						
過去勤務債務の費用処理額	87,363																						
数理計算上の差異の費用処理額	6,153																						
その他	<u>11,409</u>																						
退職給付費用	<u>262,634</u>																						
勤務費用	154,625																						
利息費用	14,583																						
数理計算上の差異の費用処理額	12,466																						
その他	<u>15,677</u>																						
退職給付費用	<u>197,352</u>																						

<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法</p> <p>勤務期間を基準とする方法</p> <p>割引率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法</p> <p>勤務期間を基準とする方法</p> <p>割引率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p>
---	---

（税効果会計関係）

第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 118,748	賞与引当金 119,486
未払社会保険料 12,792	未払社会保険料 12,746
未払事業所税 6,134	未払事業税 100,639
その他 5,436	未払事業所税 6,089
繰延税金資産計 143,111	その他 5,807
評価性引当額 -	繰延税金資産計 244,770
繰延税金資産合計 143,111	評価性引当額 -
繰延税金負債	繰延税金資産合計 244,770
未収還付税金 74,316	繰延税金資産の純額 244,770
繰延税金負債合計 74,316	
繰延税金資産の純額 68,795	
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 395,589	退職給付引当金 462,957
ソフトウェア償却 101,933	ソフトウェア償却 111,245
投資有価証券評価損 56,627	投資有価証券評価損 73,440
特定外国子会社留保金額 193,760	特定外国子会社留保金額 213,896
その他有価証券評価差額金 2,362	その他 8,735
その他 14,742	繰延税金資産計 870,274
繰延税金資産計 765,014	評価性引当額 289,785
評価性引当額 730,620	繰延税金資産合計 580,489
繰延税金資産合計 34,393	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 34,393	その他有価証券評価差額金 55,668
	繰延税金負債合計 55,668
	繰延税金資産の純額 524,820

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の
負担率との差異の原因となった主な項目別の
内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.2
その他	<u>1.4</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.2</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の
負担率との差異の原因となった主な項目別の
内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	11.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割等	0.1
その他	<u>0.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.1</u>

(関連当事者情報)

第24期(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位 : 千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有)直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有)直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2)その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

第25期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位 : 千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有)直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% (被所有)直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,405,954円57銭 1株当たり当期純利益 96,132円19銭	1株当たり純資産額 1,513,927円30銭 1株当たり当期純利益 150,963円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 24,801,038千円 普通株式に係る純資産額 24,801,038千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額 26,705,677千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,695,771千円 普通株式に係る当期純利益 1,695,771千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益 2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		16,070,989
有価証券		4,943,990
前払費用		251,072
未収委託者報酬		3,680,857
未収運用受託報酬		476,281
未収投資助言報酬		424,563
未収収益		28,359
繰延税金資産		238,094
その他		3,965
流動資産合計		26,118,172
固定資産		
有形固定資産	1	282,221
無形固定資産		5,332
投資その他の資産		
投資有価証券		4,108,176
その他		1,523,074
投資その他の資産合計		5,631,251
固定資産合計		5,918,806
資産合計		32,036,978
負債の部		
流動負債		
預り金		44,787
未払金		1,890,909

未払費用		764,737
未払法人税等		980,584
前受収益		6,563
賞与引当金		322,819
その他	2	115,673
流動負債合計		4,126,076
固定負債		
退職給付引当金		1,226,435
固定負債合計		1,226,435
負債合計		5,352,511

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	14,195,382
利益剰余金合計	16,016,587
株主資本合計	26,645,571
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	38,896
評価・換算差額等合計	38,896
純資産合計	26,684,467
負債純資産合計	32,036,978

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			13,415,979
運用受託報酬			1,026,282
投資助言報酬			929,636
その他の営業収益			137,538
営業収益計			15,509,437
営業費用			9,566,713
一般管理費	1		3,742,792
営業利益			2,199,930
営業外収益	2		37,736
営業外費用			659
経常利益			2,237,008
特別利益			42,823
特別損失			26,822
税引前中間純利益			2,253,008
法人税、住民税及び事業税			923,945
法人税等調整額			16,386
法人税等合計			907,558
中間純利益			1,345,450

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第26期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	14,172,932
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,323,000
中間純利益	1,345,450

当中間期変動額合計	22,450
当中間期末残高	14,195,382
利益剰余金合計	
前期末残高	15,994,137
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,323,000
中間純利益	1,345,450
当中間期変動額合計	22,450
当中間期末残高	16,016,587
株主資本合計	
前期末残高	26,623,121
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,323,000
中間純利益	1,345,450
当中間期変動額合計	22,450
当中間期末残高	26,645,571

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		82,556
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		43,660
当中間期変動額合計		43,660
当中間期末残高		38,896
評価・換算差額等合計		
前期末残高		82,556
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		43,660
当中間期変動額合計		43,660
当中間期末残高		38,896
純資産合計		
前期末残高		26,705,677
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,323,000
中間純利益		1,345,450
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		43,660
当中間期変動額合計		21,210
当中間期末残高		26,684,467

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益の影響はありません。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

<p>第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)</p>						
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 908,018千円</p>						
<p>2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>						
<p>3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座借越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">10,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">10,000,000千円</td> </tr> </table>	当座借越極度額の総額	10,000,000千円	借入実行残高	-	差引額	10,000,000千円
当座借越極度額の総額	10,000,000千円					
借入実行残高	-					
差引額	10,000,000千円					
<p>4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額83,897千円の支払保証を行っております。</p>						

(中間損益計算書関係)

<p>第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>

1．減価償却実施額	
有形固定資産	38,651千円
無形固定資産	977千円
2．営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4,445千円
受取配当金	12,720千円
為替差益	10,801千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）					
1. 発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2. 配当に関する事項					
（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

（リース取引関係）

第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	670,670千円
1年超	1,274,557千円
合計	1,945,227千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,070,989	16,070,989	-
(2) 未収委託者報酬	3,680,857	3,680,857	-
(3) 未収運用受託報酬	476,281	476,281	-
(4) 未収投資助言報酬	424,563	424,563	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,999,963	2,999,700	263
その他有価証券	6,003,462	6,003,462	-
(6) 投資その他の資産			
長期差入保証金	681,418	681,418	-
資産計	30,337,535	30,337,271	263
(1) 未払金			
未払手数料	1,839,602	1,839,602	-
負債計	1,839,602	1,839,602	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 及び (4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（追加情報）

前事業年度の下期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）			
区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-

(2) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,963	2,999,700	263
小計	2,999,963	2,999,700	263
合計	2,999,963	2,999,700	263

2. 子会社株式及び関連会社株式

第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの 投資信託等	2,912,845	2,755,148	157,696
小計	2,912,845	2,755,148	157,696
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの 投資信託等	3,090,617	3,182,865	92,248
小計	3,090,617	3,182,865	92,248
合計	6,003,462	5,938,014	65,447

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 48,741千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

（資産除去債務等）

第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）					
（セグメント情報）					
<p>当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。</p> <p>従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。</p>					
（関連情報）					
1．製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,415,979	1,026,282	929,636	137,538	15,509,437
2．地域ごとの情報					
（1）売上高					
<p>本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。</p>					
（2）有形固定資産					
<p>本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
3．主要な顧客ごとの情報					
<p>外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p>					
（追加情報）					

当中間会計期間より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

(1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,512,724円91銭
1株当たり中間純利益	76,272円68銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	26,684,467千円
普通株式に係る純資産額	26,684,467千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,345,450千円
普通株式に係る中間純利益	1,345,450千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成22年6月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の一層の充実を図るため、監査役の員数を1名増員し5名以内とする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成22年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本スタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成22年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 株式会社三井住友銀行

（ロ）資本金の額 1,770,996百万円（平成22年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である株式会社三井住友銀行は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成22年9月24日	臨時報告書
平成22年12月9日	有価証券報告書
平成22年12月9日	有価証券届出書
平成22年12月22日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友グローバル債券オープンの平成22年9月14日から平成23年3月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友グローバル債券オープンの平成23年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月9日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友グローバル債券オープンの平成22年3月13日から平成22年9月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友グローバル債券オープンの平成22年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。